

す。ただし、特許が第二百二十三条第一項第五号に該当する場合において、その特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

(訂正の審判)

第二百二十六条 特許権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明瞭でない記載の釈明

2 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

3 第一項第一号の場合は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により構成される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならぬ。

4 第一項の審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第二百二十三条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

第二百二十七条 特許権者は、専用実施権者、質権者又は第

三十五条第一項、第七十七条第四項若しくは第七十八条第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、前条第一項の審判を請求することができる。

第二百二十八条 願書に添附した明細書又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書又は図面により特許出願、出願公告、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

(訂正の無効の審判)

第二百二十九条 願書に添附した明細書又は図面の訂正が第二百二十六条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 第二百二十三条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

第二百三十条 願書に添附した明細書又は図面の訂正を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その訂正は、初めからなかつたものとみなす。

(審判請求の方式)

第三十一条 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 審判事件の表示

三 請求の趣旨及びその理由

2 前項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、前項第三号に掲げる請求の理由については、この限りでない。

3 第二百二十六条第一項の審判を請求するときは、請求書に訂正した明細書又は図面を添附しなければならない。  
(共同審判)

第三十二条 同一の特許権について第二百二十三条第一項又は第二百二十九条第一項の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

2 共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。

3 特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。

4 第一項若しくは前項の規定により審判を請求した者又は第二項の規定により審判を請求された者の一人について、審判手続の中継又は中止の原因があるときは、その中継又は中止は、全員についてその効力を生ずる。  
(方式に違反した場合の決定による却下)

第三十三条 審判長は、請求書が第三十一条第一項又は第三項の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。第九十五条第一項の規定による手数料を納付しないときも、同様とする。

2 審判長は、請求人が前項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、決定をもつてその請求書を却下しなければならない。

3 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

(答弁書の提出等)

第三十四条 審判長は、審判の請求があつたときは、請



求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2 審判長は、前項の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

3 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。

(不適法な審判請求の審決による却下)

第三百三十五条 不適法な審判の請求であつて、その補正をすることができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもつてこれを却下することができる。

(審判の合議制)

第三百三十六條 審判は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

3 審判官の資格は、政令で定める。

(審判官の指定)

第三百三十七條 特許庁長官は、各審判事件について前条第一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。

四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは異議申立人の代理人であるとき又はあつたとき。

六 審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき。

七 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

第四百十條 前条に規定する除斥の原因があるときは、当事者又は参加人は、除斥の申立をすることができる。

(審判官の忌避)

第四百十一條 審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者又は参加人は、これを忌避することができる。

2 当事者又は参加人は、事件について審判官に対し書面又は口頭をもつて陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の申立の方式)

2 特許庁長官は、前項の規定により指定した審判官のうち審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもつてこれを補充しなければならない。

(審判長)

第三百三十八條 特許庁長官は、前条第一項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

2 審判長は、その審判事件に関する事務を総理する。

(審判官の除斥)

第三百三十九條 審判官は、次の各号の一に該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは異議申立人であるとき又はあつたとき。

二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。

三 審判官が事件の当事者、参加人又は異議申立人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

第四百十二條 除斥又は忌避の申立をする者は、その原因を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもつてすることができる。

2 除斥又は忌避の原因は、前項の申立をした日から三日以内に疎明しなければならない。前条第二項ただし書の事実も、同様とする。

(除斥又は忌避の申立についての決定)

第四百十三條 除斥又は忌避の申立があつたときは、その申立に係る審判官以外の審判官が審判により決定をする。ただし、その申立に係る審判官は、意見を述べることができない。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第四百十四條 除斥又は忌避の申立があつたときは、その申立についての決定があるまで審判手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。



(審判における審理の方式)

第四百四十五条 第二百二十三条第一項又は第二百二十九条第一項の審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、書面審理によるものとする事ができる。

2 前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で、口頭審理によるものとする事ができる。

3 審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、その旨を記載した書面を当事者及び参加人に送達しなければならない。ただし、当該事件について出頭した当事者又は参加人に対しこれを告知したときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

第四百四十六条 民事訴訟法第三百三十四条(通事)の規定は、審判に準用する。  
(調書)

とができる。

5 第一項又は第三項の規定による参加人について審判手続の中継又は中止の原因があるときは、その中継又は中止は、被参加人についても、その効力を生ずる。

第四百四十九条 参加を申請する者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

2 審判長は、参加の申請があつたときは、参加申請書の副本を当事者及び参加人に送達し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 参加の申請があつたときは、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定をする。

4 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

5 第三項の決定に対しては、不服を申し立てることができる。  
きない。

(証拠調及び証拠保全)

第五百十条 審判に関しては、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、証拠調をすることが出来る。

2 審判に関しては、審判請求前は利害関係人の申立により、審判の係属中は当事者若しくは参加人の申立により

第四百四十七条 第四百四十五条第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理による審判については、特許庁長官が指定する職員は、審判長の命を受けて、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、審判の審判長及び調書を作成した職員が記名し、印を押さなければならない。

3 民事訴訟法第四百四十五条から第四百四十七条まで(調書)の規定は、第一項の調書に準用する。  
(参加)

第四百四十八条 第三百三十二条第一項の規定により審判を請求することができる者は、審理の終結に至るまでは、請求人としてその審判に参加することができる。

2 前項の規定による参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判手続を続行することができる。

3 審判の結果について利害関係を有する者は、審理の終結に至るまでは、当事者の一方を補助するためその審判に参加することができる。

4 前項の規定による参加人は、一切の審判手続をするこ

又は職権で、証拠保全をすることができる。

3 前項の規定による審判請求前の申立は、特許庁長官に對してしなければならない。

4 特許庁長官は、第二項の規定による審判請求前の申立があつたときは、証拠保全に關与すべき審判官を指定する。

5 審判長は、第一項又は第二項の規定により職権で証拠調又は証拠保全をしたときは、その結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

6 第一項又は第二項の証拠調又は証拠保全は、当該事務を取り扱うべき地の地方裁判所又は簡易裁判所に囑託することができる。

第五百十一条 第四百四十七条並びに民事訴訟法第三百三十二条(受命裁判官の指定及び囑託)、第五百十二条第一項から第三項まで(期日)、第五百十四条(呼出)、第二百五十七条から第二百六十条まで、第二百六十二条から第二百六十七條まで、第二百七十一条から第二百七十六條まで、第二百七十九條から第二百八十二条まで、第二百八十三条第一項、第二百八十五条から第三百二条まで、第三百



四條、第三百五條、第三百六條第一項、第二項及び第三項前段、第三百七條から第三百四條まで、第三百九條から第三百二十七條まで、第三百二十八條第一項、第三百二十九條第一項、第三百三十條、第三百三十二條から第三百三十四條まで、第三百三十五條第一項、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百四十條から第三百四十三條まで、第三百四十五條から第三百五十一條ノ二まで(証拠)並びに第三百五十八條ノ三(書面の提出)の規定は、前條の規定による証拠調又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第二百五十七條中「裁判所ニ於テ当事者が自白シタル事實及顯著ナル事實」とあるのは「顯著ナル事實」と、同法第二百六十七條第二項中「保証金ヲ供託セシメ又ハ其ノ主張ノ真実ナルコトヲ」とあるのは「其ノ主張ノ真実ナルコトヲ」と読み替へるものとする。

(職権による審理)

第五十二條 審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第四百四十五條第三項の規定により定めるところに従つて出頭しないときであっても、審判手続を進行することができる。

第五十三條 審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。  
2 審判長は、前項の規定により当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したときは、その審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

3 審判においては、請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することができない。

(審理の併合又は分離)

第五十四條 当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる。

2 前項の規定により審理の併合をしたときは、さらにその審理の分離をすることができる。

(審判の請求の取下)

第五十五條 審判の請求は、次條第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。

2 審判の請求は、第三百四十四條第一項の答弁書の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ、取り下げることができない。

3 特許請求の範囲が二以上の発明に係る特許の二以上の発明について第二百二十三條第一項の審判を請求したときは、その請求は、発明ごとに取り下げることができる。

(審理の終結の通知)

第五十六條 審判長は、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

2 審判長は、必要があるときは、前項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、審理の再開をすることができる。

3 審決は、第一項の規定による通知を發した日から二十日以内になければならない。ただし、事件が複雑であるとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(審決)

第五十七條 審決があつたときは、審判は、終了する。

2 審決は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、審決をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならぬ。

一 審判の番号

二 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 審判事件の表示

四 審決の結論及び理由

五 審決の年月日

3 特許庁長官は、審決があつたときは、審決の謄本を当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

(拒絶査定に対する審判における特則)

第五十八條 審査においてした手続は、第二百一十一條第一項の審判においても、その効力を有する。

第五十九條 第五十三條及び第五十四條の規定は、第二百一十一條第一項の審判に準用する。この場合において、第五十三條第七項中「第二百二十二條第一項の審判を請求したとき」とあるのは、「第二百七十八條第一項の訴を提起したとき」と読み替へるものとする。

2 第五十條及び第六十四條の規定は、第二百一十一條第一項の審判において査定理由と異なる拒絶理由を發見した場合に準用する。

3 第五十一條、第五十二條、第五十五條から第五十八條



まで及び第六十条から第六十二条までの規定は、第二百一十一條第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。この場合において、第五十七條中「審査官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

4 第二百一十一條第一項の審判の請求を理由があるとする場合において、その特許出願についてすでに出願公告があつたときは、前項の規定にかかわらず、さらに出願公告をすることなく、審決をしなければならない。

5 第三項において準用する第五十五條第一項の申立があつたときは、第二百一十一條第一項の審判の審判官が審判により決定をする。

第六十条 第二百一十一條第一項の審判において査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることが出来る。

2 前項の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

3 第一項の審決をするときは、前条第三項の規定は、適用しない。

第六十一条 第三百三十四條第一項及び第二項、第四百零八條並びに第四百九條の規定は、第二百一十一條第一項

の審判には、適用しない。

(補正の却下の決定に対する審判の特則)

第六十二条 第二百二十二條第一項の審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

第六十三条 第三百三十四條第一項及び第二項、第四百零八條並びに第四百九條の規定は、第二百二十二條第一項の審判には、適用しない。

(訂正の審判における特則)

第六十四条 審判長は、第二百二十六條第一項の審判の請求が同項各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第二項若しくは第三項の規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 審判官は、第二百二十六條第一項の審判の請求が同項各号に掲げる事項を目的とし、かつ、同条第二項及び第三項の規定に適合するときは、請求公告をすべき旨の決定をしなければならない。

第六十五条 第五十一條第二項から第四項まで、第五十五條から第五十八條まで及び第六十条から第六十二条ま

での規定は、請求公告をすべき旨の決定があつた場合に準用する。この場合において、第五十七條中「審査官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第五十五條第一項の申立があつたときは、第二百二十六條第一項の審判の審判官が審判により決定をする。

第六十六条 第三百三十四條第一項及び第二項、第四百零八條並びに第四百九條の規定は、第二百二十六條第一項の審判には、適用しない。

(審決の効力)

第六十七条 何人も、第二百二十三條第一項又は第二百二十九條第一項の審判の確定審決の登録があつたときは、同一の事実及び同一の証拠に基いてその審判を請求することが出来ない。

(訴訟との関係)

第六十八条 審判において必要があるときは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 訴訟において必要があるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

(審判における費用の負担)

第六十九条 第二百二十三條第一項又は第二百二十九條第一項の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、審判が審決によらないで終了するときは審判による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

2 民事訴訟法第八十九条から第九十四条まで、第九十八条第一項及び第二項、第九十九条、第一百一条、第一百二條並びに第一百六條(訴訟費用の負担)の規定は、前項に規定する審判に関する費用に準用する。

3 第二百一十一條第一項、第二百二十二條第一項又は第二百一十六條第一項の審判に関する費用は、請求人又は申立人の負担とする。

4 民事訴訟法第九十三条(共同訴訟の費用)及び第一百六條(費用の予納)の規定は、前項の規定により請求人又は申立人が負担する費用に準用する。

5 審判に関する費用の額は、請求により、審決又は決定が確定した後の特許庁長官が決定をする。

6 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)第二條から第四條まで、第六條から第九條まで、第十一條か



ら第十五条まで (費用の額) 及び第十七条 (費用の支払) の規定は、審判に関する費用に準用する。

(費用の額の決定の執行力)

第七十条 審判に関する費用の額についての確定した決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

第七章 再審

(再審の請求)

第七十一条 確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法第四百二十条第一項及び第二項並びに第四百二十一条 (再審の理由) の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第七十二条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(再審の請求期間)

第七十三条 再審は、請求人が審決が確定した後再審の

理由を知つた日から三十日以内に請求しなければならない。

2 再審を請求する者がその責に帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができなるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

3 請求人が法律の規定に従つて代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、第一項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人が送達により審決があつたことを知つた日の翌日から起算する。

4 審決が確定した日から三年を経過した後は、再審を請求することができない。

5 再審の理由が審決が確定した後に生じたときは、前項に規定する期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する。

6 第一項及び第四項の規定は、当該審決が前にされた確定審決と抵触することを理由とする再審の請求には、適用しない。

(審判の規定等の準用)

第七十四条 第三百十一条、第三百十二条第三項及び第四項、第三百十三条、第三百十四条第三項、第三百十五条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十五条第一項、第五十六条から第六十条まで、第六十一条、第六十二条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、第二百十一条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第三百十一条、第三百十二条第三項及び第四項、第三百十三条、第三百十四条第三項、第三百十五条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条、第六十二条、第六十一条、第六十二条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、第二百二十二条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第三百十一条、第三百十二条第一項、第二項及び第四項、第三百十三条から第五十二条まで、第五十四条から第五十七条まで、第六十七條、第六十八條、第六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十条の規定は、第二百二十三條第一項又は第二百二十九條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

4 第三百十一条、第三百十二条第三項及び第四項、第三百十三条、第三百十四条第三項、第三百十五条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条、第六十四條、第六十五條、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、第二百二十六條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

5 民事訴訟法第四百二十七條第一項 (審理の範圍) の規定は、再審に準用する。

(再審により回復した特許権の効力の制限)

第七十五条 無効にした特許に係る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願について再審により特許権の設定の登録があつた場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において生産し若しくは取得した当該物には、及ばない。

2 無効にした特許に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願について再審により特許権の設定の登録があつたときは、特許



権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

- 一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該発明の善意の実施
- 二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為
- 三 特許が方法の発明についてされている場合において、その発明の実施にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

**第七十六條** 無効にした特許に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願について再審により特許権の設定の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

5 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間について附加期間を定めることができる。

6 審判を請求することができる事項に関する訴は、審決に対するものでなければ、提起することができない。  
(被告適格)

**第七十九條** 前条第一項の訴においては、特許庁長官を被告としなければならない。ただし、第二百三條第一項又は第二百九條第一項の審判の審決に対するものにあつては、その審判の請求人又は被請求人を被告としなければならない。

(出訴の通知)  
**第八十條** 裁判所は、前条ただし書に規定する訴の提起があつたときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

**第八十一條** 裁判所は、第七十八條第一項の訴の提起があつた場合において、当該請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならない。

2 審判官は、前項の規定による審決又は決定の取消の判断  
特許法(一一一)

第八章 訴願

**第七十七條** この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分(補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。)に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

第九章 訴訟

(審決等に対する訴)

**第七十八條** 審決、第五十九條第一項(第七十四條第一項において準用する場合を含む。)において準用する第五十三條第一項の規定による却下の決定又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 前項の訴は、当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3 第一項の訴は、審決又は決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、提起することができない。

4 前項の期間は、不変期間とする。

決が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならない。

(裁判の正本の送付)

**第八十二條** 裁判所は、第七十九條ただし書に規定する訴について訴訟手続が完結したときは、遅滞なく、特許庁長官に各審級の裁判の正本を送付しなければならない。

(対価の額についての訴)

**第八十三條** 第八十三條第二項、第九十二條第二項又は第九十三條第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴を提起してその額の増減を求めることができる。

2 前項の訴は、裁定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、提起することができない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 通商産業大臣又は特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間について附加期間を定めることができる。

(被告適格)

**第八十四條** 前条第一項の訴においては、次に掲げる者



を被告としなければならない。

一 第八十三条第二項又は第九十三条第二項の裁定については、通常実施権者又は特許権者若しくは専用実施権者

二 第九十二条第二項の裁定については、通常実施権者又は第七十二条の他人

第十章 雑則

(特許請求の範囲が二以上の発明に係るものについての特則)

第八十五条 特許請求の範囲が二以上の発明に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第五十二条第五項、第七十五条第一項、第八十条第一項第一号、第三号若しくは第五号、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百一十一条第二号若しくは第三号、第二百三十三条第二項(第二百二十九条第二項において準用する場合を含む)、第二百二十五条、第二百二十六条第四項、第三百三十二条第一項(第七百七十四条第三項において準用する場合を含む)、第七百七十五条、第七百七十六条若しくは第九十三条第二項第五号又は実用新案法第二十条第一項第二号、第四号若しくは第五号の規定の適

が特許に係る旨の表示(以下「特許表示」という。)を附するよう努めなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第八十八条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 特許に係る物以外の物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為
- 二 特許に係る物以外の物であつて、その物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為
- 三 特許に係る物以外の物を生産させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

四 方法の特許発明におけるその方法以外の方法を使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその方法の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(送達)

特許法(一一二)

用については、発明ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

(証明等の請求)

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付又は書類の閲覧若しくは謄写を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書又は願書に添附した明細書若しくは図面であつて、出願公告がされていないもの

二 第二百一十一条第一項又は第二百二十二条第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る特許出願について出願公告がされていないもの

三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの(特許表示)

第八十七条 特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、物の特許発明におけるその物若しくは物を生産する方法の特許発明におけるその方法により生産した物(以下「特許に係る物」という。)又はその物の包装にその物又は方法の発明

第八十九条 送達する書類は、この法律に規定するもののほか、通商産業省令で定める。

第九十条 民事訴訟法第六十一条第一項、第六十二条、第六十三条(送達の機関)、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで(送達の方法)及び第七十七条(送達証書)の規定は、この法律又は前条の通商産業省令で定める書類の送達に準用する。この場合において、同法第六十一条第一項及び第六十三条中「裁判所書記」とあるのは「特許庁長官ノ指定スル職員」と、同法第六十二条第一項中「執行吏又ハ郵便」とあるのは「郵便」と、同法第七十二条中「場合ニ於テハ裁判所書記」とあるのは「場合及審査ニ関スル書類ヲ送達スベキ場合ニ於テハ特許庁長官ノ指定スル職員」と読み替へるものとする。

第九十一条 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所が知れないときは、公示送達をすることが出来る。

2 公示送達は、送達する書類を送達を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を官報及び特許公報に掲載すると



もに特許庁の掲示場に掲示することにより行う。  
3 公示送達は、官報に掲載した日から二十日を経過することにより、その効力を生ずる。

第百九十二条 在外者に特許管理人があるときは、その特許管理人に送達しなければならない。

2 在外者に特許管理人がないときは、書類を航空扱とした書留郵便に付して発送することができる。

3 前項の規定により書類を郵便に付して発送したときは、発送の時に送達があつたものとみなす。

(特許公報)

第百九十三条 特許庁は、特許公報を発行する。  
2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 出願公告後における拒絶をすべき旨の査定又は特許出願の放棄、取下若しくは無効

二 出願公告後における特許を受ける権利の承継

三 出願公告後における第五十三条第一項(第百五十九条第一項(第百七十四条第一項)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による却下の決定

四 出願公告後における願書に添附した明細書又は図面の補正

五 特許権の消滅(存続期間の満了によるもの及び第百十二条第三項の規定によるものを除く。)

六 審判若しくは再審の請求若しくはその取下又は審判若しくは再審の確定審決

七 裁定の請求若しくはその取下又は裁定

八 第百七十八条第一項の訴についての確定判決

(書類等の提出)

第百九十四条 特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

(手数料)

第百九十五条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数を納付しなければならない。  
2 前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。  
3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

第十一章 罰則

(侵害の罪)

第百九十六条 特許権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第五十二条第一項の権利を侵害した者は、当該特許権の設定の登録があつたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪は、告訴をまつて論ずる。

(詐欺の行為の罪)

第百九十七条 詐欺の行為により特許又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽表示の罪)

第百九十八条 第百八十八条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第百九十九条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(秘密を漏らした罪)

第二百条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百九十六条第一項若しくは第二項、第百九十七条又は第百九十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第二百二条 第百五十一条(第五十九条又は第百七十四条第一項から第四項まで)において準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第



三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第二百三条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第二百四条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

附則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

	納付しなげなければならない者	金額
一	第四条、第五条第一項若しくは第八条第三項の規定による期間の延長又は第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
二	特許証の再交付を請求する者	一件につき八百円
三	第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき八百円
四	特許出願をする者	一件につき千円に一発明につき千円を加えた額
五	異議の申立をする者	一件につき八百円
六	第七十一条第一項の規定により判定を求める者	一件につき三千円
七	裁定を請求する者	一件につき四千円

八	裁定の取消を請求する者	一件につき二千円
九	審判又は再審を請求する者	一件につき二千円に一発明につき二千円を加えた額
十	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千円
十一	第八十六条の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十二	第八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円（外国文の書類は百語又は百語未満につき八十円、書類中に図面があるときは図面一枚につき三十円、写真によるときは一枚につき五百円、特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額）
十三	第八十六条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円（特許原簿にあつては、四十円）

備考 この表において「一発明」とは、特許請求の範囲に記載された一発明をいう。

特許法施行法

(昭和三十四年四月十三日法律第百二十二号)

(特許法の施行期日)

第一条 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号。以下「新法」という。）は、昭和三十五年四月一日から施行す

特許法施行法（一一二）

(特許法の廃止)

第二条 特許法（大正十年法律第九十六号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

(特許権)

第三条 旧法による特許権（制限付移転の特許権を除く。）



であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法による特許権となつたものとみなす。ただし、その効力は、旧法第二百二十五条第二号の規定により効力が及ばないこととされた物には、及ばない。

**第四条** 旧法第七十三条第三項に規定する権利であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第五十二条第一項の権利となつたものとみなす。ただし、同条第二項及び第四項の規定は、適用しない。

（制限付移転の特許権）

**第五条** 旧法による制限付移転の特許権であつて、新法の施行の際現に登録してあるものは、新法の施行の日において専用実施権となつたものとみなす。

（実施権）

**第六条** 旧法第十四条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第三十五条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**第七条** 旧法第三十七条の規定による実施権であつて、新

法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第七十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**第八条** 旧法第三十八条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第三十八条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**第九条** 旧法第三十八条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**第十条** 旧法第三十九条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**2** 新法第八十条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。

**第十一条** 旧法第四十一条第一項の規定による実施権であ

つて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第五項の規定によりその例によるものとされた旧法第四十一条第一項の規定による実施権はその許与の日において、新法第八十三条第二項の裁定による通常実施権となつたものとみなす。

**第十二条** 旧法第四十八条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第七十八条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**第十三条** 旧法第四十九条の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第四十九条の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第九十二条第二項の裁定による通常実施権又は実用新案権についての通常実施権となつたものとみなす。

**第十四条** 旧法第二百二十六条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二百二十六条第一項の規定による実施権

は当該審決が確定した日において、新法第七十六条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**第十五条** 旧法第二百二十七条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二百二十七条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**第十六条** 第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許をされたものを含む。）がその特許出願の日前の出願に係る他人の実用新案権と抵触するときは、当該特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

**2** 前項に規定する場合は、新法第七十二条に規定する場合に該当するものとみなし、新法第九十二条の規定を適用する。

**第十七条** 第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の



規定により従前の例により特許をされたものを含む。）と抵触する実用新案権であつて、当該特許出願の日前又はこれと同日の出願に係るものの存続期間が満了したときは、その原実用新案権者は、原実用新案権の範囲内において、当該特許権又はその実用新案権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について新法第八十条第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

2 新法第八十条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。

3 第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許をされたものを含む。）と抵触する実用新案権であつて、当該特許出願の日前又はこれと同日の出願に係るものの存続期間が満了したときは、その満了の際現にその実用新案権についての専用実施権又はその実用新案権若しくは専用実施権についての実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十九条第三項において準用する新法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該特許権又はその実用新案権の存続期間の満了の際現に

存する専用実施権について新法第八十条第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

（存続期間）

第十八条 第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許をされたものを含む。）の存続期間については、なお従前の例による。ただし、第二十条第五項に規定する場合を除き、延長することができない。

（質権）

第十九条 新法の施行前にした特許権を目的とする質権の設定であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（係属中の手続）

第二十条 新法の施行の際現に係属している特許出願（抗告審判に係属しているものを含む。）については、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に係属している旧法第四十九条、第五十三条第一項若しくは第二項若しくは第八十四条第一

有する。

（特許を受ける権利の承継）

第二十二條 新法の施行前にした特許出願後における特許を受ける権利の承継（相続その他の一般承継を除く。）であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしてないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（特許権の移転等）

第二十三條 新法の施行前にした特許権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

2 新法の施行前にした特許権を目的とする質権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）、変更又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（職務発明）

第二十四條 新法第三十五条の規定は、新法の施行前に被用者、法人の役員又は公務員がした発明についても、適用する。

（無効審判）

項の審判又はこれらの審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している旧法第四十九条、第五十三条第一項若しくは第二項又は第八十四条第一項の審判（新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む。）については、その審判の審決を抗告審判の審決と、審判請求書の却下の決定を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

3 新法の施行の際現に係属している旧法第二百二十一条第一項（旧法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の再審については、なお従前の例による。

4 第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

5 第一項から第三項までに規定する手続以外の手続であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

（正当権利者の特許出願）

第二十一條 新法の施行の際現に係属している旧法第十条又は第十一条に規定する正当権利者の特許出願については、これらの規定は、新法の施行後も、なおその効力を



**第二十五条** 旧法によりした特許又は旧法第五十三条第一項の規定によりした許可(第二十条第一項又は第二項の規定により従前の例によりした特許又は当該許可を含む。)についての新法第二百二十三条第一項若しくは第二百二十九条第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審においては、旧法第五十七条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条第一項又は第二項に規定する場合に限り、その特許又は許可を無効にすることができらる。

2 旧法第八十四条第一項第一号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決(第二十条第二項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む。)に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

3 新法の施行前にした特許又は旧法第五十三条第一項若しくは第二項の規定によりした許可については、旧法第八十五条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(特許料)

**第二十六条** 新法の施行前にすでに納付し又は納付すべき

であつた特許料については、なお従前の例による。

2 新法第百十一条の規定は、新法の施行前に納付した特許料(前項の規定により従前の例により納付したものを含む。)についても、適用する。

3 旧法により存続期間が延長された特許権(第二十条第五項の規定により従前の例により存続期間が延長されたものを含む。)についての特許料の納付については、旧法第六十五条第二項、第四項及び第七項、第六十六条第一項、第六十七条並びに第六十九条の規定は、第一項に規定する場合を除き、新法の施行後も、なおその効力を有する。

4 旧法第十一条(第二十一条の規定によりなおその効力を有する場合を含む。)の規定により正当権利者に特許をしたときは、旧法第六十五条第六項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(特許補償等審査会)

**第二十七条** 第二十条第五項の規定により従前の例により特許権の存続期間を延長するときは、旧特許法施行令(大正十年勅令第四百六十号)第三条の規定により特許補償等審査会の権限とされていた事項は、特許発明実施審

議会の権限とする。

(補償金)

**第二十八条** 新法の施行前に発生した補償金を受ける権利については、なお従前の例による。

(処分)

**第二十九条** 旧法によりした処分、手続その他の行為(第二十条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によりしたものを含む。)は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

(罰則の適用)

**第三十条** 新法の施行前にした行為及び第二十条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

### 実用新案法

(昭和三十四年四月十三日法律第百二十三号)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 実用新案登録及び実用新案登録出願(第三条―第九条)

第三章 審査(第十条―第十三条)

第四章 実用新案権

  第一節 実用新案権(第十四条―第二十六条)

  第二節 権利侵害(第二十七条―第三十条)

  第三節 登録料(第三十一条―第三十四条)

第五章 審判(第三十五条―第四十一条)

第六章 再審、訴願及び訴訟(第四十二条―第四十八条)

第七章 雑則(第四十九条―第五十五条)

第八章 罰則(第五十六条―第六十四条)

附則

第一章 総則



(目的)

第一条 この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

2 この法律で「登録実用新案」とは、実用新案登録を受けている考案をいう。

3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為をいう。

第二章 実用新案登録及び実用新案登録出願

(実用新案登録の要件)

第三条 産業上利用することができる考案であつて物品の形状、構造又は組合せに係るものをした者は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案登録を受けることができる。

一 実用新案登録出願前に日本国内において公然知られた考案

二 実用新案登録出願前に日本国内において公然実施をされた考案

三 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された考案

2 実用新案登録出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる考案に基いてきわめて容易に考案をすることができたときは、その考案については、同項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

(実用新案登録を受けることができない考案)

第四条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある考案については、前条の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

(実用新案登録出願)

第五条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 実用新案登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 考案の名称

四 考案者の氏名及び住所又は居所

2 願書には、次に掲げる事項を記載した明細書及び図面を添附しなければならない。

一 考案の名称

二 図面の簡単な説明

三 考案の詳細な説明

四 実用新案登録請求の範囲

3 前項第三号の考案の詳細な説明には、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その考案の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

4 第二項第四号の実用新案登録請求の範囲には、考案の詳細な説明に記載した考案の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

(二考案一出願)

第六条 実用新案登録出願は、考案ごとにしなければならない。

(先願)

第七条 同一の考案について異なつた日に二以上の実用新

4 実用新案登録出願又は特許出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その実用新案登録出願又は特許出願は、前三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

5 考案者又は発明者でない者であつて実用新案登録を受

案登録出願があつたときは、最先の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。

2 同一の考案について同日に二以上の実用新案登録出願があつたときは、実用新案登録出願人の協議により定められた一の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その考案について実用新案登録を受けることができない。

3 実用新案登録出願に係る考案と特許出願に係る発明とが同一である場合において、その実用新案登録出願及び特許出願が異なつた日にされたものであるときは、実用新案登録出願人は、特許出願人より先に特許出願をした場合にのみその考案について実用新案登録を受けることができる。



ける権利又は特許を受ける権利を承継しないものがした  
実用新案登録出願又は特許出願は、第一項から第三項ま  
での規定の適用については、実用新案登録出願又は特許  
出願でないものとみなす。

6 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定し  
て、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を実用  
新案登録出願人に命じなければならない。

7 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同  
項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立  
しなかつたものとみなすことができる。

8 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第三十九条  
第四項の協議が成立せず、又は協議をすることができな  
いときは、実用新案登録出願人は、その考案について実  
用新案登録を受けることができない。

（出願の変更）

第八条 特許出願人は、その特許出願を実用新案登録出願  
に変更することができる。ただし、その特許出願につい  
て拒絶をすべき旨の最初の査定の際の送達があつた日  
から三十日を経過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を実用新案登録

出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出  
願について拒絶をすべき旨の最初の査定の送達があつた  
日から三十日を経過した後は、この限りでない。

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その  
実用新案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の  
時にしたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたと  
きは、その特許出願又は意匠登録出願は、取り下げたも  
のとみなす。

5 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条第一  
項の規定により同法第二百一十一号第一項に規定する期間  
が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長  
されたものとみなす。

6 第二項ただし書に規定する期間は、意匠法（昭和三十  
四年法律第二百五号）第六十八条第一項において準用  
する特許法第四条第一項の規定により意匠法第四十六条  
第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長さ  
れた期間を限り、延長されたものとみなす。

（特許法の準用）

第九条 特許法第三十条（発明の新規性の喪失の例外）、第

三十七条（共同出願）及び第四十条から第四十四条まで  
（明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手續及び特  
許出願の分割）の規定は、実用新案登録出願に準用す  
る。

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及  
び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定  
は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条（職務発明）の規定は、従業者、法  
人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案  
に準用する。

第三章 審査

（審査官による審査）

第十条 特許庁長官は、審査官に実用新案登録出願及び異  
議の申立を審査させなければならない。

（拒絶の査定）

第十一条 審査官は、実用新案登録出願が次の各号の一に  
該当するときは、その実用新案登録出願について拒絶を  
すべき旨の査定をしなければならない。

一 その実用新案登録出願に係る考案が第三条、第四  
条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第

九条第一項において準用する特許法第三十七条又は第  
五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の  
規定により実用新案登録をすることができないもので  
あるとき。

二 その実用新案登録出願に係る考案が条約の規定によ  
り実用新案登録をすることができないものであると  
き。

三 その実用新案登録出願が第五条第三項若しくは第四  
項又は第六条に規定する要件をみたしていないとき。

四 その実用新案登録出願人が考案者でない場合におい  
て、その考案について実用新案登録を受ける権利を承  
継していないとき。

（出願公告の効果等）

第十二条 実用新案登録出願人は、次条において準用する  
特許法第五十一条第二項の規定により出願公告があつた  
ときは、業としてその実用新案登録出願に係る考案の実  
施をする権利を専有する。

2 前項の権利に基く不当利得の返還又は損害の賠償の請  
求権は、当該実用新案権の設定の登録があつた後でなけ  
れば、行うことができない。



- 3 第二十八条から第三十条までの規定は、第一項の権利に基き損害の賠償の請求をする場合に準用する。
- 4 第一項の権利に基き損害の賠償の請求権を有する者が当該実用新案権の設定の登録前にその侵害の行為及びその行為をした者を知つた場合における民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定の適用については、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「当該実用新案権ノ設定ノ登録ノ日」とする。
- 5 出願公告後に実用新案登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第三十三条第四項の規定により実用新案権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき、又は第四十一条において準用する特許法第百二十五条ただし書の場合を除き実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

(特許法の準用)

第十三条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四

十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通知）、第五十一条（出願公告）及び第五十三条から第六十五条まで（補正の却下、異議の申立、査定的方式、出願公告決定後の補正及び訴訟との関係）の規定は、実用新案登録出願の審査に準用する。

第四章 実用新案権

第一節 実用新案権

(実用新案権の設定の登録)

- 第十四条 実用新案権は、設定の登録により発生する。
- 2 第三十一条第一項第一号の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料の納付又はその納付の免除若しくは猶予があつたときは、実用新案権の設定の登録をする。
- 3 前項の登録があつたときは、実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録番号並びに設定の登録の年月日を実用新案公報に掲載しなければならない。（存続期間）
- 第十五条 実用新案権の存続期間は、出願公告の日から十年をもつて終了する。ただし、実用新案登録出願の日から十五年をこえることができない。

- 2 第九条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十三条において、若しくは第四十一条において準用する特許法第百五十九条第一項において、若しくは第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項において準用する同法第百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により、実用新案登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前項ただし書の十五年は、同項ただし書の規定にかかわらず、もとの実用新案登録出願の日の翌日から起算する。

(実用新案権の効力)

第十六条 実用新案権者は、業として登録実用新案の実施をする権利を専有する。ただし、その実用新案権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録実用新案の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(他人の登録実用新案等との関係)

第十七条 実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の登録実用新案、特許発明若しくは登録

実用新案法 (一一三)

意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその実用新案権がその実用新案登録出願の日前の意匠登録出願に係る他人の意匠権と抵触するときは、業としてその登録実用新案の実施をすることができない。

(専用実施権)

- 第十八条 実用新案権者は、その実用新案権について専用実施権を設定することができる。
  - 2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録実用新案の実施をする権利を専有する。
  - 3 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。
- (通常実施権)
- 第十九条 実用新案権者は、その実用新案権について他人に通常実施権を許諾することができる。
  - 2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録実用新案の



実施をする権利を有する。

- 3 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（登録の効果）の規定は、通常実施権に準用する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第二十条 次の各号の一に該当する者であつて、第三十七条第一項又は特許法第二百二十三条第一項の審判の請求の登録前に、実用新案登録又は特許が第三十七条第一項各号の一又は特許法第二百二十三条第一項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該考案又は発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている考案又は発明及び事業の目的の範囲内において、当該実用新案権又はその実用新案登録若しくは特許を無効にした際に存する専用実施権について通常実施権を有する。

- 一 同一の考案についての二以上の実用新案登録のうち、その一を無効にした場合における原実用新案権者
- 二 実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、特許を無効にした場合における原特許権者

- 三 実用新案登録を無効にして同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原実用新案権者
- 四 特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原特許権者

五 前四号に掲げる場合において、第三十七条第一項又は特許法第二百二十三条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした実用新案登録に係る実用新案権についての専用実施権若しくはその実用新案権若しくは専用実施権についての前条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権又はその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権若しくはその特許権若しくは専用実施権についての同項の効力を有する通常実施権を有する者

2 当該実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（不実施の場合の通常実施権の設定の裁定）

第二十一条 登録実用新案の実施が継続して三年以上日本

国内において適当にされていないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、特許庁長官の許可を受けて、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

- 2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。
- 3 特許法第八十四条から第九十一条まで（裁定の手続等）の規定は、前項の裁定に準用する。

（自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定）

第二十二條 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案が第十七条に規定する場合に該当するときは、特許庁長官の許可を受けて、同条の他人に対しその登録実用新案の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3 特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第十七条の他人の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

4 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条まで（裁定の手続等）の規定は、第二項の裁定に準用する。

（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

第二十三條 登録実用新案の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、通商産業大臣の許可を受けて、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、通商産業大臣の裁定を請求することができる。

3 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条まで（裁定の手続等）の規定は、前項の裁定に準用する。

（通常実施権の移転等）



**第二十四条** 通常実施権は、第二十二條第二項、特許法第九十二條第二項又は意匠法第三十三條第二項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、実用新案権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、実用新案権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、第二十二條第二項、特許法第九十二條第二項又は意匠法第三十三條第二項の裁定による通常実施権を除き、実用新案権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、実用新案権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 第二十二條第二項、特許法第九十二條第二項又は意匠法第三十三條第二項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権に従つて移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは、消滅する。

(質権)

**第二十五条** 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目

的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録実用新案の実施をすることができない。

2 特許法第九十六條（物上代位）の規定は、実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八條第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

4 特許法第九十九條第三項（登録の効果）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

(特許法の準用)

**第二十六条** 特許法第六十九條から第七十一條まで（特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲）、第七十三條（共有）、第七十六條（相続人がない場合の特許権の消滅）、第七十九條（先使用による通常実施権）、第八十一條、第八十二條（意匠権の存続期間満了後の通常実施権）、第九十七條第二項（放棄）並びに第九十八條第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、実用新案権に準用する。

第二節 権利侵害

(差止請求権)

**第二十七条** 実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

**第二十八条** 登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

(損害の額の推定等)

**第二十九条** 実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を

受けているときは、その利益の額は、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2 実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録実用新案の実施に対し通常受けるべき金額の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、実用新案権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(特許法の準用)

**第三十条** 特許法第百三条（過失の推定）、第百五条（書類の提出）及び第百六條（信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。

第三節 登録料

(登録料)

**第三十一条** 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、第十五條第一項に規定する







れたとき。

二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。  
三 その実用新案登録が第五条第三項又は第四項に規定する要件をみたしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。

第三十八条 実用新案登録が実用新案登録出願前に外国に

ことができるものでなければならぬ。

4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

(訂正の無効の審判)

第四十条 願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百五条、第二百二十七条、第二百十八條、第三百十條から第三百五十四條まで、第三百五十五條第一項及び第二項並びに第三百五十六條から第三百七十條まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。

第六章 再審、訴願及び訴訟

(再審の請求)

実用新案法 (一一三)

において頒布された刊行物に記載された考案又はその考案に基いてその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がきわめて容易に考案をすることができた場合における考案についてされたときは、その実用新案登録についての前条第一項の審判は、実用新案権の設定の登録の日から三年を経過した後は、請求することができない。

(訂正の審判)

第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正を請求することができる。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

2 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

3 第一項第一号の場合は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受ける

第四十二条 確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四百二十條第一項及び第二項並びに第四百二十一條(再審の理由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第四十三条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(再審により回復した実用新案権の効力の制限)

第四十四条 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案登録出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造し若しくは取得した当該登録実用新案に係る物品には、及ばない。

2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審によ



り回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案登録出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該審決が決定した後再審の請求の登録前における当該考案の善意の実施

二 当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第七十三条(再審の請求期間)、第七十四条(審判の規定等の準用)及び第七十六条(再審の請求登録前の実施による通常実施権)の規定は、再審に準用する。

(訴願)

第四十六条 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分(補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。)に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし

に準用する。

第七章 雑則

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

- 一 実用新案権の設定、移転、消滅又は処分の制限
- 二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(実用新案登録証の交付)

第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。

2 実用新案登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

し、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

(審決等に対する訴)

第四十七条 審決に対する訴、第四十一条において、又は第四十五条において準用する特許法第七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項の規定による却下の決定に対する訴及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 特許法第七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九条から第八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴に準用する。

(対価の額についての訴)

第四十八条 第二十一条第二項、第二十二条第二項又は第二十三条第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴を提起してその額の増減を求めることができる。

2 特許法第八十三条第二項から第四項まで(出訴期間)及び第八十四条(被告適格)の規定は、前項の訴

(実用新案登録表示)

第五十一条 実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、登録実用新案に係る物品又はその物品の包装にその物品が登録実用新案に係る旨の表示(以下「実用新案登録表示」といふ。)を附するように努めなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第五十二条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 登録実用新案に係る物品以外の物品又はその物品の包装に実用新案登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二 登録実用新案に係る物品以外の物品であつて、その物品又はその物品の包装に実用新案登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為

三 登録実用新案に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物品が登録実用新案に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(実用新案公報)



第五十三條

特許庁は、実用新案公報を発行する。

- 2 特許法第九十三條第二項（特許公報の掲載事項）の規定は、実用新案公報に準用する。

（手数料）

第五十四條 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。
- 3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。
- 4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

（特許法の準用）

第五十五條 特許法第三条から第五条まで（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

- 2 特許法第六条から第二十四条まで及び第九十四条（手続）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。

- 3 特許法第二十五条（外国人の権利の享有）の規定は、実用新案権その他実用新案登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条（条約の効力）及び第八十六条（証明等の請求）の規定は、実用新案登録に準用する。

5 特許法第八十九条から第九十二条まで（送達）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

第八章 罰則

（侵害の罪）

第五十六條 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第十二條第一項の権利を侵害した者は、当該実用新案権の設定の登録があつたときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪は、告訴をまつて論ずる。

（詐欺の行為の罪）

第五十七條 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（虚偽表示の罪）

第五十八條 第五十二條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（偽証等の罪）

第五十九條 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（秘密を漏らした罪）

第六十條 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六條第一項若しくは第二項、第五十七條又は第五十八條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

か、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

（過料）

第六十二條 第四十一條において、第十三條において準用する特許法第五十九條において、又は第四十五條において準用する特許法第七十四條第一項から第四項までにおいて、それぞれ準用する同法第五十一條において準用する民事訴訟法第二百六十七條第二項又は第三百三十六條の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第六十三條 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第六十四條 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

附則



この法律の施行期日は、別に法律で定める。  
別表

	納付しなければならない者	金額
一	実用新案登録出願をする者	一件につき千五百円
二	第九条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四百円
三	異議の申立をする者	一件につき四百円
四	第二十六条において準用する特許法第七十一条第一項の規定により判定を求めめる者	一件につき三千円
五	裁定を請求する者	一件につき四千円
六	裁定の取消を請求する者	一件につき二千円
七	第三十二条第三項若しくは第五十五条第一項において準用する特許法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長又は第五十五条第一項において準用する特許法第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
八	審判又は再審を請求する者	一件につき四千円
九	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千円
十	実用新案登録証の再交付を請求する者	一件につき四百円

### 実用新案法施行法

(昭和三十四年四月十三日  
法律第百二十四号)

(実用新案法の施行期日)

第一条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号。以下「新法」という。)は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(実用新案法の廃止)

第二条 実用新案法(大正十年法律第九十七号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

実用新案法施行法(一一四)

十一	第五十五条第四項において準用する特許法第百八十六条の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十二	第五十五条第四項において準用する特許法第百八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円(外国文の書類は百語未滿につき八十円、書類中に図面があるときは図面一枚につき三十円、写真によるときは一枚につき五百円)、特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額
十三	第五十五条第四項において準用する特許法第百八十六条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円(実用新案原簿にあつては、四十円)

(実用新案権)

第三条 旧法による実用新案権(制限付移転の実用新案権を除く。)であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法による実用新案権となつたものとみなす。ただし、その効力は、旧法第二十六条において準用する特許法(大正十年法律第九十六号。以下「旧特許法」という。)第百二十五条第二号の規定により効力が及ばないこととされた物には、及ばない。

第四条 旧法第二十六条において準用する旧特許法第七十条第三項に規定する権利であつて、新法の施行の際現



に存するものは、新法の施行の日において新法第十二条第一項の権利となつたものとみなす。ただし、同条第二項及び第四項の規定は、適用しない。

(制限付移転の実用新案権)

第五条 旧法による制限付移転の実用新案権であつて、新法の施行の際現に登録してあるものは、新法の施行の日において専用実施権となつたものとみなす。

(実施権)

第六条 旧法第七条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号。以下「新特許法」という。)第七十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第七条 旧法第八条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第八条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第八条 旧法第八条第二項の規定による実施権(次条に規

定するものを除く。)であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第九条 旧法第八条第二項の規定による実施権(意匠権に係るものに限り。)であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する新特許法第八十二条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十条 旧法第九条の規定による実施権(次条に規定するものを除く。)であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

2 新法第二十条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。

第十一条 旧法第九条の規定による実施権(意匠権に係るものに限り。)であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する新特許法第八十一条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十二条 旧法第十二条の規定による実施権であつて新法

の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第十一条の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第二十条第二項の規定による通常実施権又は意匠権についての通常実施権となつたものとみなす。

第十三条 旧法第二十六条において準用する旧特許法第十四条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第九条第三項において準用する新特許法第三十五条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十四条 旧法第二十六条において準用する旧特許法第四十八条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第十九条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十五条 旧法第二十六条において準用する旧特許法第二百二十六条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法

第十七条 第三条の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権(第二十一条第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。)がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の特許権と抵触するときは、当該実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、業としてその登録実用新案の実施をすることができない。

2 前項に規定する場合は、新法第十七条に規定する場合



に該当するものとみなし、新法第二十二條の規定を適用する。

**第十八條** 第三條の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権(第二十一條第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。)と抵触する特許権であつて、当該実用新案登録出願の日前又はこれと同日の出願に係るものの存続期間が満了したときは、その原特許権者は、原特許権の範囲内において、当該実用新案権又はその特許権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について新法第二十二條第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

**2** 新法第二十二條第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。

**3** 第三條の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権(第二十一條第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。)と抵触する特許権であつて、当該実用新案登録出願の日前又はこれと同日の出願に係るものの存続期間が満了したときは、その満了の際現にその特許権につ

いての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての新特許法第九十九條第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該実用新案権又はその特許権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について新法第二十二條第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

(存続期間)

**第十九條** 第三條の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権(第二十一條第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。)の存続期間については、なお従前の例による。

(質権)

**第二十條** 新法の施行前にした実用新案権を目的とする質権の設定であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日はその効力を失う。

(係属中の手続)

**第二十一條** 新法の施行の際現に係属している実用新案登録出願(抗告審判に係属しているものを含む。)については、その実用新案登録出願について査定又は審決が確定

するまでは、なお従前の例による。

**2** 新法の施行の際現に係属している旧法第十一條、第十四條第一項若しくは第二十二條第一項の審判又はこれらの審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している旧法第十一條、第十四條第一項又は第二十二條第一項の審判(新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む。)については、その審判の審決を抗告審判の審決と、審判請求書の却下の決定を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

**3** 新法の施行の際現に係属している旧法第二十六條又は同条において準用する旧特許法第二百二十八條第一項において準用する同法第二百二十一條第一項の再審については、なお従前の例による。

**4** 第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

**5** 第一項から第三項までに規定する手続以外の手続であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

(正当権利者の実用新案登録出願)

実用新案法施行法 (一二四)

**第二十二條** 新法の施行の際現に係属している旧法第二十六條において準用する旧特許法第十條又は第十一條に規定する正当権利者の実用新案登録出願については、これらの規定は新法の施行後も、なおその効力を有する。

(実用新案登録を受ける権利の承継)

**第二十三條** 新法の施行前にした実用新案登録出願後における実用新案登録を受ける権利の承継(相続その他の一般承継を除く。)であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしてないものは、新法の施行の日はその効力を失う。

(実用新案権の移転等)

**第二十四條** 新法の施行前にした実用新案権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日はその効力を失う。

**2** 新法の施行前にした実用新案権を目的とする質権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日はその効力を失う。

(職務考案)



第二十五条 新法第九条第三項において準用する新特許法第三十五条の規定は、新法の施行前に被用者、法人の役員又は公務員がした考案についても、適用する。  
(無効審判)

第二十六条 旧法によりした実用新案登録又は旧法第十四条第一項の規定によりした許可(第二十一条第一項又は第二項の規定により従前の例によりした実用新案登録又は当該許可を含む。)についての新法第三十七条第一項若しくは第四十条第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審においては、旧法第十六条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条第一項又は第二項に規定する場合に限り、その実用新案登録又は許可を無効にすることができる。

2 旧法第二十二条第一項第一号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決(第二十一条第二項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む。)に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

3 新法の施行前にした実用新案登録又は旧法第十四条第一項の規定によりした許可については、旧法第二十三条

の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(登録料)  
第二十七条 新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた登録料については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条において準用する新特許法第百十一条の規定は、新法の施行前に納付した登録料(前項の規定により従前の例により納付したものを含む。)についても、適用する。

3 旧法第二十六条において準用する旧特許法第十二条(第二十二條の規定によりなおその効力を有する場合を含む。)の規定により正当権利者に実用新案登録をしたときは、旧法第二十六条において準用する旧特許法第六十五条第六項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

第二十八条 第三条の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権(第二十条第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。)についての新法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項」とあるのは、「旧実用新案法第十条第一項」とする。

(補償金)

第二十九条 新法の施行前に発生した補償金を受ける権利については、なお従前の例による。

(処分)

第三十条 旧法によりした処分、手続その他の行為(第二十一条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によりしたものを含む。)は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

(罰則の適用)

第三十一条 新法の施行前にした行為及び第二十一条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

意匠法

(昭和三十四年四月十三日法律第百二十五号)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 意匠登録及び意匠登録出願(第三条―第十五条)
- 第三章 審査(第十六条―第十九条)
- 第四章 意匠権
- 第一節 意匠権(第二十条―第三十六条)
- 第二節 権利侵害(第三十七条―第四十一条)
- 第三節 登録料(第四十二条―第四十五条)
- 第五章 審判(第四十六条―第五十二条)
- 第六章 再審、訴願及び訴訟(第五十三条―第六十条)
- 第七章 雑則(第六十一条―第六十八条)
- 第八章 罰則(第六十九条―第七十七条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることによ



り、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

2 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為をいう。

第二章 意匠登録及び意匠登録出願

(意匠登録の要件)

第三条

工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠

三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基いて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条

意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときは、その意匠は、同項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときも、前項と同様とする。

3 意匠登録出願に係る意匠について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その意匠登録

出願に係る意匠が同項に規定する意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から十四日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(意匠登録を受けることができない意匠)

第五条

次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠

(意匠登録出願)

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添附して特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

四 意匠に係る物品

2 通商産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、

意匠法 (一二五)

意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、

ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

3 自己の登録意匠又は意匠登録出願をしている意匠に類似する意匠について意匠登録を受けようとするときは、その意匠登録又は意匠登録出願の番号を願書に記載しなければならない。

4 第一項第四号の意匠に係る物品の記載又は願書に添附した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

5 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基いて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。



6 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を附するときは、白色又は黒色のうち一色については、色彩を省略することができる。

7 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。

8 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現わす場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

(一意匠一出願)

第七條 意匠登録出願は、通商産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

(組物の意匠)

第八條 慣習上組物として販売され同時に使用される二種以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品の意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として意匠登録出願をすることができる。

又は第二項の規定の適用については、意匠登録出願でないものとみなす。

5 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

6 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

(類似意匠)

第十條 意匠権者は、自己の登録意匠にのみ類似する意匠(以下「類似意匠」という。)について類似意匠の意匠登録を受けることができる。

2 前項の規定により意匠登録を受けた類似意匠にのみ類似する意匠については、同項の規定は、適用しない。

第十一條 意匠登録出願人は、第八條第一項の規定による意匠登録出願を分割してその組物を構成する物品の意匠についての意匠登録出願とすることができる。

2 前項の規定による意匠登録出願の分割は、意匠登録出願について査定又は審決が確定した後は、することがで

2 前項の場合は、その組物を構成する物品の意匠が第三條、第五條及び次條第一項又は第二項の規定により意匠登録を受けることができる場合に限り、意匠登録を受けることができる。

(先願)

第九條 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定められた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

4 意匠の創作をした者でない者であつて意匠登録を受ける権利を承継しないものがした意匠登録出願は、第一項

きない。

3 第一項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、組物を構成する物品についての意匠登録出願は、第八條第一項の規定による意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四條第三項並びに第十五條第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第四十三條第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

4 第一項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、第八條第一項の規定による意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

(出願の変更)

第十二條 意匠登録出願人は、類似意匠の意匠登録出願を独立の意匠登録出願(類似意匠の意匠登録出願以外の意匠登録出願をいう。以下同じ。)に変更することができる。この場合は、独立の意匠登録出願は、類似意匠の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

2 意匠登録出願人は、独立の意匠登録出願を類似意匠の意匠登録出願に変更することができる。この場合は、類似意匠の意匠登録出願は、独立の意匠登録出願の時にし



たものとみなす。

- 3 前二項の規定による意匠登録出願の変更は、意匠登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。
- 4 第一項又は第二項の規定による意匠登録出願の変更があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

**第十三条** 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

- 2 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。
- 3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その意匠登録出願は、その特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。
- 4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、取り下げたものとみなす。

きは、その特許出願又は実用新案登録出願は、取り下げたものとみなす。

- 5 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条第一項の規定により同法第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
- 6 第二項ただし書に規定する期間は、実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第五十五条第一項において準用する特許法第四条第一項の規定により実用新案法第三十五条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

**第十四条** 意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。
- 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 秘密にすることを請求する期間

- 3 意匠登録出願人又は意匠権者は、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。
- 4 特許庁長官は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならない。

- 一 意匠権者の承諾を得たとき。
- 二 その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に關する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。
- 三 裁判所から請求があつたとき。
- 四 利害關係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他通商産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

(特許法の準用)

**第十五条** 特許法第三十七条(共同出願)、第四十条(明細書の補正と要旨変更)、第四十三条(優先権主張の手續)及び第四十四条(特許出願の分割)の規定は、意匠登録出願に準用する。

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及

び第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。

- 3 特許法第三十五条(職務発明)の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。

**第三章 審査**

(審査官による審査)

**第十六条** 特許庁長官は、審査官に意匠登録出願を審査させなければならない。

(拒絶の査定)

**第十七条** 審査官は、意匠登録出願が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第五条、第八条第二項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十五条第一項において準用する特許法第三十七条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
- 二 その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意



匠登録をすることができないものであるとき。

三 その意匠登録出願が第七条に規定する要件をみたしていないとき。

四 その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

(意匠登録の査定)

第十八条 審査官は、意匠登録出願について拒絶の理由を發見しないときは、意匠登録をすべき旨の査定をしなければならぬ。

(特許法の準用)

第十九条 特許法第四十七条第二項(審査官の資格)、第四十八条(審査官の除斥)、第五十条(拒絶理由の通知)、第五十三条(補正の却下)、第六十三条(査定の方式)及び第六十五条(訴訟との関係)の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

第四章 意匠権

第一節 意匠権

(意匠権の設定の登録)

第二十条 意匠権は、設定の登録により発生する。

た意匠(以下「本意匠」という。)の意匠権と合体する。

(意匠権の効力)

第二十三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(登録意匠の範囲)

第二十四条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

第二十五条 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならぬ。

3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

(他人の登録意匠等との関係)

意匠法(一二五)

2 第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。

一 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 意匠登録出願の番号及び年月日

三 登録番号及び設定の登録の年月日

四 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

4 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する前項第四号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により指定した期間の経過後遅滞なく掲載するものとする。

(存続期間)

第二十一条 意匠権の存続期間は、設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

(類似意匠の意匠権)

第二十二条 類似意匠の意匠権は、その類似意匠が類似する最先に意匠登録(類似意匠の意匠登録を除く。)を受け

第二十六条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

(専用実施権)



第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。

2 専用実施権者は、設定行為で定められた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

（通常実施権）

第二十八条 意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定められた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。

3 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（登録の効果）の規定は、通常実施権に準用する。

（先使用による通常実施権）

第二十九条 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らそ

の二に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一 同一又は類似の意匠についての二以上の意匠登録のうち、その一を無効にした場合における原意匠権者

二 意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠登録をした場合における原意匠権者

三 前二号に掲げる場合において、第四十八条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（意匠権等の存続期間満了後の通常実施権）

の意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際（第十五条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十九条において若しくは第五十二条において準用する特許法第五十九条第一項において、若しくは第五十七条において準用する特許法第一百七十四条第一項において準用する同法第五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により、その意匠登録出願が手続補正書を提出した時にしたもの）とみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を提出した際（現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第三十条 次の各号の一に該当する者であつて、第四十八条第一項の審判の請求の登録前に、意匠登録が同項各号

第三十一条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十二条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続



期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

3 当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（通常実施権の設定の裁定）

第三十三条 意匠権者又は専用実施権者は、その登録意匠又はこれに類似する意匠が第二十六条に規定する場合に該当するときは、特許庁長官の許可を受けて、同条の他人に対しその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3 特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第二十六条の他人の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができる。

4 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条まで（裁定の手續等）の規定は、第二項の裁定に準用する。

（通常実施権の移転等）

第三十四条 通常実施権は、前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二條第二項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二條第二項の裁定による通常実施権を除き、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定する

ことができる。

3 前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二條第二項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したときは、消滅する。

（質権）

第三十五条 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条（物上代位）の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

4 特許法第九十九条第三項（登録の効果）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

（特許法の準用）

第三十六条 特許法第六十九条（特許権の効力が及ばない

範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権に準用する。

第二節 権利侵害

（差止請求権）

第三十七条 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

3 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に關し第二十条第三項各号に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。



(侵害とみなす行為)

第三十八条 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

(損害の額の推定等)

第三十九条 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2 意匠権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、意匠権又は専

用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(過失の推定)

第四十条 他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。ただし、第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害については、この限りでない。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第五十条(書類の提出)及び第六十条(信用回復の措置)の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

第三節 登録料

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する十五年の各年について、一年ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一 第一年から第三年まで

毎年六百元

二 第四年から第十年まで

毎年千二百円

三 第十一年から第十五年まで

毎年二千四百円

2 類似意匠の意匠登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、六百元を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。

(登録料の納付期限)

第四十三条 前条第一項第一号の規定による第一年分の登録料又は同条第二項の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

(登録料の追納)

第四十四条 意匠権者は、前条第二項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその

登録料を追納することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び前項の割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、前条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第一百条(利害関係人による特許料の納付)及び第一百一十一条(既納の特許料の返還)の規定は、登録料に準用する。

第五章 審判

(拒絶査定に対する審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 前項の審判を請求する者がその責に帰することができる理由により同項に規定する期間内にその請求をする



ことができなるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十七条 第十九条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十九条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな意匠登録出願をしたときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。  
(意匠登録の無効の審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

- 一 その意匠登録が第三条、第五条、第八条第二項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十五条第一項において準用する特許法第三十七条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定

に違反してされたとき。

- 二 その意匠登録が条約に違反してされたとき。
- 三 その意匠登録が意匠の創作をした者でない者であつてその意匠について意匠登録を受ける権利を承継しないものの意匠登録出願に対してされたとき。

四 意匠登録がされた後において、その意匠権者が第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠権を享有することができない者になつたとき、又はその意匠登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。

第四十九条 意匠登録が次に掲げる意匠についてされたときは、その意匠登録についての前条第一項の審判は、意匠権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

- 一 意匠登録出願前に外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に外国において頒布された刊行物に記載された意匠

三 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が前二号に掲げる意匠に基いて容易に意匠の創作をすることができた場合における意匠

第五十条 意匠登録(類似意匠の意匠登録を除く。以下この項において同じ。)を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当する場合において、その意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、その意匠登録が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

2 本意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その類似意匠の意匠登録は、無効になる。

3 類似意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は前項の規定により類似意匠の意匠登録が無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、類似意匠の意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当する場合において、そ

の類似意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は本意匠の意匠登録が同号に該当する場合において、その本意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したことによりその類似意匠の意匠登録が前項の規定により無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、その類似意匠の意匠登録又は本意匠の意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

(審査に関する規定の準用)

第五十一条 第十八条の規定は、第四十六条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

2 特許法第五十条(拒絶理由の通知)の規定は、第四十六条第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

(特許法の準用)

第五十二条 特許法第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及



び第二項、第五百五十六條から第五百五十八條まで、第五百五十九條第一項、第六百六十條第一項及び第二項、第六百六十一條から第六百六十三條まで並びに第六百六十七條から第七百七十條まで（審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との關係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。

第六章 再審、訴願及び訴訟

(再審の請求)

第五十三條 確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第四百二十條第一項及び第二項並びに第四百二十一條（再審の理由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第五十四條 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の權利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(再審により回復した意匠權の効力の制限)

第五十五條 無効にした意匠登録に係る意匠權が再審により回復したときは、意匠權の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造し若しくは取得した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 無効にした意匠登録に係る意匠權が再審により回復したときは、意匠權の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施

二 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

第五十六條 無効にした意匠登録に係る意匠權が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた意匠登録出願について再審により意匠權の設定の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備

をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範圍内において、その意匠權について通常実施權を有する。

(特許法の準用)

第五十七條 特許法第七十三條（再審の請求期間）並びに第七十四條第一項から第三項まで及び第五項（審判の規定等の準用）の規定は、再審に準用する。

(訴願)

第五十八條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分（補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。）に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

(審決等に対する訴)

第五十九條 審決に対する訴、第五十二條において、又は第五十七條において準用する特許法第七十四條第一項において、それぞれ準用する同法第五十九條第一項において準用する同法第五十三條第一項の規定による却下の決定に対する訴及び審判又は再審の請求書の却下の決

定に対する訴は、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七十九條から第八十二條まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴に準用する。

(対価の額についての訴)

第六十條 第三十三條第二項の裁定を受けたる者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴を提起してその額の増減を求めることができる。

2 特許法第八十三條第二項から第四項まで（出訴期間）及び第八十四條第二号（被告適格）の規定は、前項の訴に準用する。

第七章 雜則

(意匠原簿への登録)

第六十一條 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

- 一 意匠權の設定、移転、消滅又は処分の制限
- 二 専用実施權又は通常実施權の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 意匠權、専用実施權又は通常実施權を目的とする質



権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

- 2 この法律に規定するもののほか、登録に關して必要な事項は、政令で定める。

(意匠登録証の交付)

第六十二条 特許庁長官は、意匠権の設定の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。

- 2 意匠登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

(証明等の請求)

第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に關し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付又は書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 願書又は願書に添附した図面、写真、ひな形若しくは見本であつて、意匠登録がされていないもの
- 二 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に關する書類、ひな形又は見本
- 三 第四十六条第一項の審判に係る書類であつて、当該

事件に係る意匠登録出願について意匠登録がされていないもの

- 四 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

(意匠登録表示)

第六十四条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品又はその物品の包装にその物品が登録意匠又はこれに類似する意匠に係る旨の表示(以下「意匠登録表示」という。)を附するようにならなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第六十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品以外の物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為
- 二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品であつて、その物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し

若しくは貸し渡すため、広告にその物品が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(意匠公報)

第六十六条 特許庁は、意匠公報を發行する。

- 2 意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

- 一 意匠権の消滅(存続期間の満了によるもの及び第十四条第三項の規定によるものを除く。)
- 二 審判若しくは再審の請求若しくはその取下又は審判若しくは再審の確定審決
- 三 裁定の請求若しくはその取下又は裁定
- 四 第五十九条第一項の訴についての確定判決

(手数料)

第六十七条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるとき

意匠法 (一二五)

は、適用しない。

- 3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

- 4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第六十八条 特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

- 2 特許法第六条から第二十四条まで及び第九十四条(手続)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に關する手続に準用する。

- 3 特許法第二十五条(外国人の権利の享有)の規定は、意匠権その他意匠登録に關する権利に準用する。

- 4 特許法第二十六条(条約の効力)の規定は、意匠登録に準用する。

- 5 特許法第八十九条から第九十二条まで(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

第八章 罰則

(侵害の罪)



第六十九条 意匠権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴をまつて論ずる。

(詐欺の行為の罪)

第七十条 詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(虚偽表示の罪)

第七十一条 第六十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(秘密を漏らした罪)

第七十三条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密

を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十九条第一項、第七十条又は第七十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第七十五条 第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第七十四条第一項から第三項までにおいて、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千元以下の過料に処する。

第七十六条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千元以下の過料に処する。

第七十七条

証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千元以下の

過料に処する。

附則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

	納付しななければならない者	金	額
一	意匠登録出願をする者	一件につき二百円	(類似意匠にあつては、六百円)
二	第十四条第一項の規定により意匠を秘密にすることを請求する者	一件につき四百円	(類似意匠にあつては、二百円)
三	第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者	一件につき二百円	
四	第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四百円	(類似意匠にあつては、二百円)
五	第二十五条第一項の規定により判定を求める者	一件につき三千円	
六	裁定を請求する者	一件につき四千元	
七	裁定の取消を請求する者	一件につき二千元	



八	第四十三条第三項若しくは第六十八条第一項において準用する特許法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長又は第六十八条第一項において準用する特許法第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
九	審判又は再審を請求する者	一件につき四千元
十	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千元
十一	意匠登録証の再交付を請求する者	一件につき四百円（類似意匠にあつては、二百円）
十二	第六十三條の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十三	第六十三條の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円（外国文の書類は百語又は百語未満につき八十円、書類中に図面があるときは図面一枚につき三十円、写真によるときは一枚につき五百円、特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額）
十四	第六十三條の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円（意匠原簿にあつては、四十円）

### 意匠法施行法

（昭和三十四年四月十三日）  
法律第百二十六号

（意匠法の施行期日）

第一条 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号。以下「新法」という。）は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（意匠法の廃止）

第二条 意匠法（大正十年法律第九十八号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（意匠権）

第三条 旧法による意匠権（制限付移転の意匠権を除く。）であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法による意匠権となつたものとみなす。ただし、その効力は、旧法第二十五条において準用する特許法（大正十年法律第九十六号。以下「旧特許法」という。）第百二十五条第二号の規定により効力が及ばないこととされた物には、及ばない。  
（制限付移転の意匠権）

意匠法施行法（一二六）

第四条 旧法による制限付移転の意匠権であつて、新法の施行の際現に登録してあるものは、新法の施行の日において専用実施権となつたものとみなす。  
（実施権）

第五条 旧法第九条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第六条 旧法第十条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において第十六条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第十条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第三十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第七条 旧法第十条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第三十二条第二項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第八条 旧法第十一条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において



新法第三十一条第二項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第九条 旧法第十三条の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第十三条の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第三十三条第二項の裁定による通常実施権又は実用新案権についての通常実施権となつたものとみなす。

第十条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第十四条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第十五条第三項において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号。以下「新特許法」という。)第三十五条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十一条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第四十八条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十八条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十二条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第二百六条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十五条において準用する旧特許法第二百六条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第五十六条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十三条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第二百七条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十五条において準用する旧特許法第二百七条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第三十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十四条 第三条の規定により新法による意匠権となつたものとみなされた旧法による意匠権(第十六条第一項の規定により従前の例により意匠登録をされたもの)を含む。

む。)の存続期間については、なお従前の例による。

(質権)

第十五条 新法の施行前にした意匠権を目的とする質権の設定であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日はその効力を失う。

(係属中の手続)

第十六条 新法の施行の際現に係属している意匠登録出願(抗告審判に係属しているものを含む。)については、その意匠登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に係属している旧法第十三条若しくは第二十二條第一項の審判又はこれらの審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している旧法第十三条又は第二十二條第一項の審判(新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む。)については、その審判の審決を抗告審判の審決と、審判請求書の却下の決定を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

3 新法の施行の際現に係属している旧法第二十五条又は

意匠法施行法 (一一六)

同条において準用する旧特許法第二百二十八条第一項において準用する同法第二百一十一条第一項の再審については、なお従前の例による。

4 第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

5 第一項から第三項までに規定する手続以外の手続であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

(正当権利者の意匠登録出願)

第十七条 新法の施行の際現に係属している旧法第二十五条において準用する旧特許法第十条又は第十一条に規定する正当権利者の意匠登録出願については、これらの規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(意匠登録を受ける権利の承継)

第十八条 新法の施行前にした意匠登録出願後における意匠登録を受ける権利の承継(相続その他一般承継を除く。)であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしてないものは、新法の施行の日はその効力を失う。

(意匠権の移転等)

第十九条 新法の施行前にした意匠権の移転(相続その他一般承継によるものを除く。)又は処分の制限であつ



て、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

2 新法の施行前にした意匠権を目的とする質権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

(職務創作)

第二十条 新法第十五条第三項において準用する新特許法第三十五条の規定は、新法の施行前に被用者、法人の役員又は公務員がした意匠の創作についても、適用する。

(無効審判)

第二十一条 旧法によりした意匠登録(第十六条第一項の規定により従前の例によりした意匠登録を含む。)についての新法第四十八条第一項の審判又はその審判の確定審判に対する再審においては、旧法第十七条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条第一項に規定する場合に限り、その意匠登録を無効にすることができ

る。  
2 旧法第二十二条第一項第一号の審判又はその審判の審判に対する抗告審判の確定審判(第十六条第二項の規定

により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む。)に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

(登録料)

第二十二条 新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた登録料については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条において準用する新特許法第百十一条の規定は、新法の施行前に納付した登録料(前項の規定により従前の例により納付したものを含む。)についても、適用する。

3 旧法第二十五条において準用する旧特許法第十一条(第十七条の規定によりなおその効力を有する場合を含む。)の規定により正当権利者に意匠登録をしたときは、旧法第二十五条において準用する旧特許法第六十五条第六項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(補償金)

第二十三条 新法の施行前に発生した補償金を受ける権利については、なお従前の例による。

(処分)

第二十四条 旧法によりした処分、手続その他の行為(第

十六条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によりしたものを含む。)は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

(罰則の適用)

第二十五条 新法の施行前にした行為及び第十六条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

## 商標法

(昭和三十四年四月十三日  
法律第百二十七号)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 商標登録及び商標登録出願(第三条―第十三

条)

商標法(一二七)

により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む。)に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

(登録料)

第二十二条 新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた登録料については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条において準用する新特許法第百十一条の規定は、新法の施行前に納付した登録料(前項の規定により従前の例により納付したものを含む。)についても、適用する。

3 旧法第二十五条において準用する旧特許法第十一条(第十七条の規定によりなおその効力を有する場合を含む。)の規定により正当権利者に意匠登録をしたときは、旧法第二十五条において準用する旧特許法第六十五条第六項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(補償金)

第二十三条 新法の施行前に発生した補償金を受ける権利については、なお従前の例による。

(処分)

第三章 審査(第十四条―第十七条)

第四章 商標権

第一節 商標権(第十八条―第三十五条)

第二節 権利侵害(第三十六条―第三十九条)

第三節 登録料(第四十条―第四十三条)

第五章 審判(第四十四条―第五十六条)

第六章 再審、訴願及び訴訟(第五十七条―第六十三

条)

第七章 防護標章(第六十四条―第六十八条)

第八章 雑則(第六十九条―第七十七条)

第九章 罰則(第七十八条―第八十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形若しくは記



号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、業として商品を生産し加工し証明し又は譲渡する者がその商品について使用するものをいう。

2 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 商品又は商品の包装に標章を附する行為
- 二 商品又は商品の包装に標章を附したものを譲渡し引き渡し譲渡若しくは引渡のために展示し又は輸入する行為
- 三 商品に関する広告、定価表又は取引書類に標章を附して展示し又は頒布する行為

第二章 商標登録及び商標登録出願

(商標登録の要件)

第三条 自己の業務に係る商品について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示

一 国旗、菊花紋章、勳章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

二 同盟条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約並びに千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下この条において同じ。）の同盟国の国の紋章その他の記章（同盟条約の同盟国の国旗を除く。）であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

四 白地赤十字の標章又は赤十字若しくはジュネーブ十字の名称と同一又は類似の商標

五 日本国若しくは同盟条約の同盟国の政府若しくは地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち

する標章のみからなる商標

二 その商品について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格又は生産、加工若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 きわめて簡単でかつありふれた標章のみからなる商標

六 前五号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標

2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品と同一又は類似の商品について使用をするもの

六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標

七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）



十 他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品又はこれに類似する商品について使用をするもの

十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品をいう。以下同じ。）又はこれに類似する商品について使用をするもの

十二 他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品について使用をするもの

十三 商標権が消滅した日（商標登録を無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から一年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日前一年以上使用をしなかつたものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品又はこれに類似する商品について使用をするもの

しなければならない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 指定商品及び次条第一項の政令で定める商品の区分に類似する商標であつてその登録商標若しくは商標登録出願をしている商標若しくは自己の登録商標若しくは商標登録出願をしているもの又は自己の登録商標若しくは商標登録出願をしているもの又はこれに類似する商標であつてその登録商標若しくは商標登録出願をしている商標に係る指定商品に類似する商品について使用をするものについて商標登録を受けようとするときは、その商標登録又は商標登録出願の番号を願書に記載しなければならない。

3 第一項に規定する書面の商標を表示した部分のうちその書面の用紙の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を附すべき範囲を明らかにしてその用紙の色彩と同一の色彩を附すべき旨をその書面に記載した部分については、この限りでない。

十四 農産種苗法（昭和二十二年法律第一百五号）第七条第一項の規定による登録を受けた名称と同一又は類似の商標であつて、その種苗又はこれに類似する商品について使用をするもの

十五 他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）

十六 商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標

2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同号の規定は、適用しない。

3 第一項第八号、第十号又は第十五号に該当する商標であつても、商標登録出願の時にそれぞれ同項第八号、第十号又は第十五号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

（商標登録出願）

第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に商標登録を受けようとする商標を表示した書面及び必要な説明書を添附して特許庁長官に提出

（二商標一出願）

第六条 商標登録出願は、政令で定める商品の区分において、商標の使用をする一又は二以上の商品を指定して、商標ごとになければならない。

2 前項の商品の区分は、商品の類似の範囲を定めるものではない。

（連合商標）

第七条 商標権者は、自己の登録商標に類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品について使用をするもの又は自己の登録商標若しくはこれに類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品に類似する商品について使用をするものについては、連合商標の商標登録出願をした場合を除き、商標登録を受けることができない。

2 連合商標の商標登録出願について商標権の設定の登録があつたときは、その商標とその商標に係る登録商標とは、相互に連合商標となる。

3 商標権者は、自己の登録商標に類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品について使用をするもの及び自己の登録商標又はこれに類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品に類似する商品について使用を



するもの以外の商標については、連合商標の商標登録を受けることができない。

（先願）

第八条 同一又は類似の商品について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

2 同一又は類似の商品について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めたる一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

4 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。

5 第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定

した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めたる一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。

（出願時の特例）

第九条 政府等が開設する博覧会に、同盟条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下同じ。）の同盟国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又は同盟条約の同盟国以外の国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品した商品について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者がその出品の日から六月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品の時にしたものとみなす。

2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録

出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品が同項に規定する商標及び商品であることを証明する書面を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

（商標登録出願の分割）

第十条 商標登録出願人は、二以上の商品を指定商品とする商標登録出願の一部を同一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。

2 前項の規定による商標登録出願の分割は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第一項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、前条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十三年法律第二百一十一号）第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

（出願の変更）

第十一条 商標登録出願人は、連合商標の商標登録出願を独立の商標登録出願（連合商標の商標登録出願以外の商標登録出願をいう。以下同じ。）に変更することができる。

る。この場合は、独立の商標登録出願は、連合商標の商標登録出願の時にしたものとみなす。

2 商標登録出願人は、独立の商標登録出願を連合商標の商標登録出願に変更することができる。この場合は、連合商標の商標登録出願は、独立の商標登録出願の時にしたものとみなす。

3 前二項の規定による商標登録出願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

4 第一項又は第二項の規定による商標登録出願の変更があつたときは、もとの商標登録出願は、取り下げたものとみなす。

第十二条 防護標章登録出願人は、その防護標章登録出願を商標登録出願に変更することができる。この場合は、商標登録出願は、防護標章登録出願の時にしたものとみなす。

2 前項の規定による出願の変更は、防護標章登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第一項の規定による出願の変更があつたときは、その



防護標章登録出願は、取り下げたものとみなす。

(特許法の準用)

第十三条 特許法第四十条、第四十二条(明細書等の補正と要旨変更)及び第四十三条(優先権主張の手続)の規定は、商標登録出願に準用する。

2 特許法第三十三条及び第三十四条第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、商標登録出願により生じた権利に準用する。

第三章 審査

(審査官による審査)

第十四条 特許庁長官は、審査官に商標登録出願及び異議の申立を審査させなければならない。

(拒絶の査定)

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その商標登録出願に係る商標が第三条、第四条第一項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五

条の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

二 その商標登録出願に係る商標が条約の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

三 その商標登録出願が第六条第一項に規定する要件をみたしていないとき。

(出願公告)

第十六条 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、出願公告をすべき旨の決定をしなければならない。

2 特許庁長官は、出願公告をすべき旨の決定があつたときは、決定の謄本を商標登録出願人に送達した後、出願公告をしなければならない。

3 出願公告は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。

- 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 商標登録出願の番号及び年月日
- 三 願書に添付した商標登録を受けようとする商標を示した書面の内容

四 指定商品

五 出願公告の番号及び年月日

六 前各号に掲げるものほか、必要な事項

4 特許法第五十一条第四項(出願書類等の縦覧)の規定は、出願公告をした場合に準用する。

(特許法の準用)

第十七条 特許法第四十七条第二項(審査官の資格)、第四十八条(審査官の除斥)、第五十条(拒絶理由の通知)及び第五十三条から第六十五条まで(補正の却下、異議の申立、査定方式、出願公告決定後の補正及び訴訟との関係)の規定は、商標登録出願の審査に準用する。

第四章 商標権

第一節 商標権

(商標権の設定の登録)

第十八条 商標権は、設定の登録により発生する。

2 第四十条第一項の規定による登録料の納付があつたときは、商標権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録番号並びに設定の登録の年月日を商標公報に掲載しなければならない。

(存続期間)

第十九条 商標権の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

2 商標権の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつていないときは、この限りでない。

(存続期間の更新登録)

第二十条 商標権の存続期間の更新登録の出願をする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 商標登録の登録番号

2 更新登録の出願は、商標権の存続期間の満了前六月から三月までの間にしなければならない。

3 更新登録の出願をする者がその責に帰することができない理由により前項に規定する期間内にその出願をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その



理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後二月以内にその出願をすることができる。

4 商標権の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は商標権の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。

第二十一条 審査官は、商標権の存続期間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その出願に係る登録商標が第十九条第二項ただし書の規定に該当するとき。
- 二 その出願をした者が当該商標権者でないとき。
- 2 審査官は、商標権の存続期間の更新登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、更新登録をすべき旨の査定をしなければならない。

第二十二条 第十四条並びに特許法第四十八条（審査官の除外）、第五十条（拒絶理由の通知）及び第六十三条（査定の方式）の規定は、商標権の存続期間の更新登録の出願の審査に準用する。

- 5 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関又は公益に関する団体であつて営利を目的としないものの商標登録出願であつて、第四条第二項に規定するものに係る商標権は、譲渡することができない。
- 6 公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者の商標登録出願であつて、第四条第二項に規定するものに係る商標権は、その事業とともにする場合を除き、移転することができない。

(商標権の効力)  
第二十五条 商標権者は、指定商品について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(商標権の効力が及ばない範囲)  
第二十六条 商標権の効力は、次に掲げる商標には、及ばない。  
一 自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標

(存続期間の更新の登録)

第二十三条 第四十条第二項の規定による登録料の納付があつたときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

2 第十八条第三項の規定は、前項の登録があつた場合に準用する。

(商標権の移転)

第二十四条 商標権の移転は、その指定商品が二以上あるときは、指定商品ごとに分割してすることができる。ただし、分割しようとする指定商品がその分割しようとする指定商品以外の指定商品のいずれかに類似しているときは、この限りでない。

2 連合商標に係る商標権は、分離して移転することができない。

3 商標権を譲り受けるには、通商産業省令で定めるところにより、その旨を日刊新聞紙に公告しなければならない。

4 商標権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）の登録は、前項の規定による公告があつた日から三十日を経過した後でなければ、することができない。

- 二 当該指定商品又はこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格又は生産、加工若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標
- 三 当該指定商品又はこれに類似する商品について慣用されている商標
- 2 前項第一号の規定は、商標権の設定の登録があつた後、不正競争の目的で、自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を用いた場合は、適用しない。

(登録商標等の範囲)  
第二十七条 登録商標の範囲は、願書に添付した書面に表示した商標に基いて定めなければならない。

2 指定商品の範囲は、願書の記載に基いて定めなければならない。

第二十八条 商標権の効力については、特許庁に対し、判定を求めることができる。  
2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならない。



3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

(他人の意匠権等との関係)

第二十九条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の意匠登録出願に係る他人の意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

(専用使用権)

第三十条 商標権者は、その商標権について専用使用権を設定することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。

2 専用使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品について登録商標の使用をする権利を専有する。

3 専用使用権は、商標権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 特許法第七十七条第四項及び第五項(質権の設定等)、第九十七条第二項(放棄)並びに第九十八条第一項第二号及び第二項(登録の効果)の規定は、専用使用権に準用する。

(通常使用権)

第三十一条 商標権者は、その商標権について他人に通常使用権を許諾することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。

2 通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品について登録商標の使用をする権利を有する。

3 通常使用権は、商標権者(専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十四条第二項(質権の設定)、第九十七条第三項(放棄)並びに第九十九条第一項及び第三項(登録の効果)の規定は、通常使用権に準用する。

(先使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際(第十三条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十七条において、若しくは第五十六条第一項において準用する特許法第五十九条第一項において、若しくは第六十一条において準用する特許法第一百七十四条第一項において準用する同法第五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたもの)とみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際、現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を附すべきことを請求することができる。(無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利)

第三十三条 次の各号の一に該当する者が第四十六条第一項の審判の請求の登録前に商標登録が同項各号の一に該当することを知らないで日本国内において指定商品又はこれに類似する商品について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

一 同一又は類似の指定商品について使用をする同一又は類似の商標についての二以上の商標登録のうち、その一を無効にした場合における原商標権者

二 商標登録を無効にして同一又は類似の指定商品について使用をする同一又は類似の商標について正当権利者に商標登録をした場合における原商標権者

2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務



- 三 前二号に掲げる場合において、第四十六条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした商標登録に係る商標権についての専用使用権又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者
- 2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。
- 3 前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第三十四条 商標権、専用使用権又は通常使用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該指定商品について当該登録商標の使用をすることができない。

- 2 特許法第九十六条(物上代位)の規定は、商標権、専用使用権又は通常使用権を目的とする質権に準用する。
- 3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項(登録の効果)の規定は、商標権又は専用使用権を目的とする質権に準用する。

- 4 特許法第九十九条第三項(登録の効果)の規定は、通常使用権を目的とする質権に準用する。

(特許法の準用)  
第三十五条 特許法第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、商標権に準用する。

第二節 権利侵害

(差止請求権)

第三十六条 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一 指定商品についての登録商標に類似する商標の使用

又は指定商品に類似する商品についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用

二 指定商品又はこれに類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を附したものを譲渡又は引渡のために所持する行為

三 指定商品又はこれに類似する商品について登録商標

又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為

四 指定商品又はこれに類似する商品について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し引き渡し又は譲渡若しくは引渡のために所持する行為

五 指定商品又はこれに類似する商品について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し又は輸入する行為

六 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し譲渡し引

き渡し又は輸入する行為

(損害の額の推定等)

第三十八条 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する。

2 商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(特許法の準用)

第三十九条 特許法第三百条(過失の推定)、第三百五条(書



類の提出) 及び第六六条(信用回復の措置)の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

第三節 登録料

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、八千円を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、一万五千円を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、国に属する商標権には、適用しない。

(登録料の納付期限)

第四十一条 前条第一項の規定による登録料は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第二項の規定による登録料は、商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日(商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日)から三十日以内に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、

三十日以内を限り、前二項に規定する期間を延長することができる。

(過誤納の登録料の返還)

第四十二条 過誤納の登録料は、納付した者の請求により返還する。

2 前項の規定による登録料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第四十三条 特許法第一百十条(利害関係人による特許料の納付)の規定は、登録料の納付に準用する。

第五章 審判

(拒絶査定に対する審判)

第四十四条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 前項の審判を請求する者がその責に帰すことができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができなるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十五条 第十七条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十七条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号の一に該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二 その商標登録が条約に違反してされたとき。

三 その商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してされたとき。

四 商標登録がされた後において、その商標権者が第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標権を享有することができない者になつたとき、又はその商標登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該商標権についての専用使用権者その他その商標登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第四十七条 商標登録が第三条、第四条第一項第八号若しくは第十一号から第十五号まで、第七条第一項若しくは第三項若しくは第八条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反してされたとき、商標登録が第四条第一項第十号の規定に違反してされたとき(不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除く)、又は商標登録が前条第一



項第三号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

(商標権の存続期間の更新登録の無効の審判)

第四十八条 商標権の存続期間の更新登録が次の各号の一

に該当するときは、その更新登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、更新登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

一 その更新登録が第十九条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。  
二 その更新登録が当該商標権者でない者の出願に対してされたとき。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

第四十九条 商標権の存続期間の更新登録が前条第一項第二号に該当するときは、その更新登録についての同項の審判は、商標権の存続期間を更新した旨の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

(商標登録の取消の審判)

第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権者、

専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品についての登録商標の使用をしていないときは、その指定商品に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、その商品についてその商標の使用をしていないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが指定商品について相互に連合商標となつて登録商標のうちの一の使用をしていないときでも、これらの者のうちのいずれかがその指定商品についてその登録商標と連合商標となつて他の登録商標の使用をしている場合は、その使用をしていない登録商標については、前項の規定にかかわらず、同項の審判を請求することができない。

3 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が次に掲げる地の属する市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、同法第二百五十二条の二十第一項の規定により設けられた区、特別区、町又は村において各指定商

品についてその登録商標の使用をしていないときは、商

標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、その商品についてその商標の使用をしていないものと推定する。

一 商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の営業所又は事務所の所在地が日本国内にあるときは、その所在地

二 商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者若しくは通常使用権者の営業所若しくは事務所の所在地が日本国内にない場合又は商標権者、専用使用権者若しくは通常使用権者の営業所若しくは事務所の所在地が商標原簿に登録されていない場合において、商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の住所又は居所が日本国内にあるときは、その住所又は居所

三 商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の営業所若しくは事務所の所在地又は住所若しくは居所が日本国内にない場合において、その者の商標登録に関する代理人であつて日本国内に住所若しくは居所を有するものがあるときはその住所若しくは居所、その代理人がないときは特許庁の所在

地

4 第一項の審判の請求の登録後に商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が同項の規定による請求に係る指定商品について登録商標の使用をしている場合における第一項又は前項の規定の適用については、その者がその商品についてその商標の使用をしていないものとみなす。

第五十一条 商標権者が故意に指定商品についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品に類似する商品についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2 商標権者であつた者は、前項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審判が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

第五十二条 前条第一項の審判は、商標権者の同項に規定する商標の使用の事実がなくなつた日から五年を経過した後は、請求することができない。



第五十三条 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品又はこれに類似する商品についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であつて商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかつた場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。

2 当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつた者であつて前項に規定する使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

3 前条の規定は、第一項の審判に準用する。

第五十四条 商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その後消滅する。

第五十五条 第四十六条第三項の規定は、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項又は第五十三条

第一項の審判の請求があつた場合に準用する。

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第二百五条、第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百六十三条まで並びに第三百六十七条から第七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百三十二条第一項、第三百四十五条第一項、第三百六十七条及び第三百六十九条第一項中「第三百三十三条第一項又は第三百二十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項又は第五十三条第一項」と読み替へるものとする。

2 特許法第五百五十五条第三項(審判の請求の取下)の規定は、第四十六条第一項、第四十八条第一項又は第五十条第一項の審判に準用する。

第六章 再審、訴願及び訴訟

(再審の請求)

第五十七条 確定審決に対しては、その当事者は、再審を

請求することができる。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四百二十条第一項及び第二項並びに第四百二十一条(再審の理由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第五十八条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(再審により回復した商標権の効力の制限)

第五十九条 無効にし若しくは取り消した商標登録又は無効にした存続期間の更新登録に係る商標権が再審により回復したときは、商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

- 一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該指定商品についての当該登録商標の善意の使用
- 二 当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意にした第三十七条各号に掲げる行為

第六十条 無効にし若しくは取り消した商標登録若しくは

無効にした存続期間の更新登録に係る商標権が再審により回復した場合、又は拒絶をすべき旨の審決があつた商標登録出願若しくは商標権の存続期間の更新登録の出願について再審により商標権の設定の登録若しくは商標権の存続期間を更新した旨の登録があつた場合において、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品又はこれに類似する商品について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 第三十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四条第一項から第三項まで及び第五項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十四条第三項中「第二百三十三条第



一項又は第二百二十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十六條第一項、第四十八條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項又は第五十三條第一項」と読み替へるものとする。

(訴願)

第六十二條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分(補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。)に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

(審決等に対する訴)

第六十三條 審決に対する訴、第五十六條第一項において、又は第六十一條において準用する特許法第七十四條第一項において、それぞれ準用する同法第五十九條第一項において準用する同法第五十三條第一項の規定による却下の決定に対する訴及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間

等)及び第七十九條から第八十二條まで(被告通告、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴に準用する。この場合において、同法第七十九條中「第二百二十三條第一項又は第二百二十九條第一項」とあるのは、「商標法第四十六條第一項、第四十八條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項又は第五十三條第一項」と読み替へるものとする。

第七章 防護標章

(防護標章登録の要件)

第六十四條 商標権者は、登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品について他人が登録商標の使用をすることによりその商品と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

(出願の変更)

第六十五條 商標登録出願人は、その商標登録出願を防護標章登録出願に変更することができる。

2 前項の規定による出願の変更は、商標登録出願について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後は、することができない。

3 第十二條第一項後段及び第三項の規定は、第一項の規定による出願の変更に準用する。

(防護標章登録に基く権利の附随性)

第六十六條 防護標章登録に基く権利は、当該商標権を移転したときは、その商標権に従つて移転する。ただし、その商標権を分割して移転したときは、消滅する。

2 防護標章登録に基く権利は、当該商標権が消滅したときは、消滅する。

(侵害とみなす行為)

第六十七條 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

- 一 指定商品についての登録防護標章の使用
- 二 指定商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録防護標章を附したものを譲渡又は引渡のために所持する行為
- 三 指定商品について登録防護標章の使用をするために登録防護標章を表示する物を所持する行為

四 指定商品について登録防護標章の使用をさせるために登録防護標章を表示する物を譲渡し引き渡し又は譲渡若しくは引渡のために所持する行為

五 指定商品について登録防護標章の使用をし又は使用をさせるために登録防護標章を表示する物を製造し又は輸入する行為

(商標に関する規定の準用)

第六十八條 第五條第一項及び第三項、第六條第一項、第十條並びに第十三條第一項の規定は、防護標章登録出願に準用する。この場合において、第五條第一項中「三指定商品及び次条第一項の政令で定める商品の区分」とあるのは、「三指定商品及び次条第一項の政令で定める商品の区分」と読み替へるものとする。

2 第十四條から第十七條までの規定は、防護標章登録出願の審査に準用する。この場合において、第十五條第一号中「第三條、第四條第一項、第七條第一項若しくは第三項、第八條第二項若しくは第五項、第五十一條第二項、第五十三條第二項」とあるのは、「第六十四條」と読む。







ある書類については、この限りでない。

(商標登録表示)

第七十三条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、通商産業省令で定めるところにより、指定商品又は指定商品の包装に登録商標を附するときは、その商標にその商標が登録商標である旨の表示(以下「商標登録表示」という。)を附するように努めなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第七十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 登録商標以外の商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二 指定商品以外の商品について登録商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

三 商品若しくはその商品の包装に登録商標以外の商標を附したも又は指定商品以外の商品若しくはその商品の包装に登録商標を附したものであつて、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡又は引渡のために所持する行為

(商標公報)

第七十五条 特許庁は、商標公報を発行する。

2 特許法第九十三条第二項第一号から第六号まで及び第八号(特許公報の掲載事項)の規定は、商標公報に準用する。

(手数料)

第七十六条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数を納付しなければならない。

2 前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。

3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第七十七条 特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第六条から第二十四条まで及び第九十四条

(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。

3 特許法第二十五条(外国人の権利の享有)の規定は、商標権その他商標登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条(条約の効力)の規定は、商標登録及び防護標章登録に準用する。

5 特許法第八十九条から第九十二条まで(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

第九章 罰則

(侵害の罪)

第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(詐欺の行為の罪)

第七十九条 詐欺の行為により商標登録、防護標章登録、商標権若しくは防護標章登録に基く権利の存続期間の更新登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽表示の罪)

第八十条 第七十四条の規定に違反した者は、三年以下の

商標法 (一二七)

懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第八十一条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することが出来る。

(両罰規定)

第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十八条から第八十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第八十三条 第五十六条第一項において、第十七条において準用する特許法第五十九条において、又は第六十一条において準用する特許法第七十四条第一項から第三項までにおいて、それぞれ準用する同法第五十一条にお



いて準用する民事訴訟法第二百六十七條第二項又は第三百三十六條の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し、虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第八十四条 この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から呼出を受けた者が正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

別表

	納付しなげなければならない者	金額
一	商標登録出願、防護標章登録出願又は商標権若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者	一件につき二千円（連合商標の商標登録出願にあつては、四千円）
二	第十三條第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき八百円
三	異議の申立をする者	一件につき八百円
四	第二十八條第一項（第六十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定により判定を求めめる者	一件につき三千円

第八十五条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

附則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

五	第四十一條第三項（第六十八條第三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十七條第一項において準用する特許法第四條若しくは第五條第一項において規定による期間の延長又は第七十七條第一項において規定による特許法第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
六	審判又は再審を請求する者	一件につき四千元
七	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千元
八	第七十二條の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
九	第七十二條の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円（外国文の書類は百語又は百語未満につき八十円、書類中に図面があるときは図面一枚につき三十円、写真によるときは一枚につき五百円、特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額）
十	七十二條の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円（商標原簿にあつては、四十円）



## 商標法施行法

（昭和三十四年四月十三日  
法律第二百二十八号）

（商標法の施行期日）

第一条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号。以下「新法」という。）は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（商標法の廃止）

第二条 商標法（大正十年法律第九十九号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（商標権）

第三条 旧法による商標権、標章権又は団体標章権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法による商標権となつたものとみなす。ただし、その効力は、旧法第八条第二項の規定により効力が及ばないこととされた部分には、及ばない。

2 前項ただし書の規定は、第七条第一項の規定により従前の例によりした商標登録又は標章登録をすべき旨の査定又は審決に係る商標権に準用する。

3 旧法第一条第三項の規定（第七条第一項の規定により従前の例による場合を含む。）により商標に施すべき色を限定して受けた登録に係る登録商標については、新法第七十条第一項及び第三項の規定は、適用しない。  
（標章の使用をする権利）

第四条 旧法第九条第一項の規定による標章の使用をする権利であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第三十二条第一項の規定による商標の使用をする権利となつたものとみなす。

第五条 旧法第二十五条第一項の規定による商標の使用をする権利であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第七条第八項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十五条第一項の規定による商標の使用をする権利は当該審決が確定した日において、新法第三十三条第一項の規定による商標の使用をする権利となつたものとみなす。

（存続期間）

第六条 第三条第一項の規定により新法により商標権となつたものとみなされた旧法による商標権、標章権及び団体標章権（次条第一項の規定により従前の例によりした

商標登録又は標章登録をすべき旨の査定又は審決に係るものを含む。）の存続期間（次条第三項の規定により従前の例によりした存続期間更新登録後のものを含む。）については、なお従前の例による。ただし、その存続期間の更新については、この限りでない。

（係属中の手続）

第七条 新法の施行の際現に係属している商標登録出願又は標章登録出願（抗告審判に係属しているものを含む。）については、その商標登録出願又は標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に係属している団体標章登録出願（抗告審判に係属しているものを含む。）は、商標登録出願とみなして前項の規定を適用する。

3 新法の施行の際現に係属している商標権の存続期間更新登録の出願（抗告審判に係属しているものを含む。）については、その出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

4 新法の施行の際現に係属している標章権又は団体標章権の存続期間更新登録の出願（抗告審判に係属している

ものを含む。）は、商標権の存続期間更新登録の出願とみなして前項の規定を適用する。

5 第一項の規定により従前の例によりした標章登録をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その査定又は審決は、新法による商標登録をすべき旨の査定又は審決とみなす。

6 新法の施行の際現に係属して商標権についての旧法第二十二條第一項第一号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している商標権についての同号の審判（新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む。）については、その審判の審決を抗告審判の審決と、審判請求書の却下の決定を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

7 新法の施行の際現に係属している標章権又は団体標章権についての旧法第二十二條第一項第一号の審判（旧法第三十一條第一項の規定による団体標章の登録の取消に係るものを除く。）又はその審判の審決に対する抗告審判は、商標権についての同号の審判又はその審判の審決に



- 8 新法の施行の際現に係属している旧法第二十二條第一項第二号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。
- 9 新法の施行の際現に係属している商標権についての旧法第二十二條第一項第三号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。
- 10 第六項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。
- 11 新法の施行の際現に係属している標章権又は団体標章権についての旧法第二十二條第一項第三号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判は、商標権についての同号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判とみなして第九項の規定を適用する。
- 12 第六項から前項までの規定は、新法の施行の際現に係属している旧法第二十四條又は同条において準用する特許法（大正十年法律第九十六号）第二百二十八條第一項において準用する同法第二百一十一條第一項の再審に準用する。
- 13 第一項から第四項まで、第六項から第九項まで及び前二項に規定する手続以外の手続（旧法第三十一條第一項

の規定による団体標章の登録の取消に係るものを除く。）であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

（商標登録出願により生じた権利等の承継）

第八條 新法の施行前にした商標登録出願により生じた権利、標章登録出願により生じた権利又は団体標章登録出願により生じた権利の承継（相続その他の一般承継を除く。）であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしてないものは、新法の施行の日はその効力を失う。

（商標権等の移転）

第九條 新法の施行前にした商標権、標章権又は団体標章権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日はその効力を失う。

（無効審判）

第十條 旧法によりした商標登録（第七條第一項の規定により従前の例によりしたものを含み、旧商標法（明治四十二年法律第二十五号。以下「四十二年法」という。）によりしたものを除く。）についての新法第四十六條第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審において

は、旧法第十六條第一項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同項に規定する場合に限り、その商標登録を無効にすることができる。

- 2 前項に規定する商標登録についての旧法第二十二條第一項第二号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決（第七條第八項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む。）に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

3 第一項に規定する商標登録については、旧法第二十三條の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

4 四十二年法によりした商標登録についての新法第四十六條第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審においては、旧法第四十二條前段の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条前段に規定する場合に限り、その商標登録を無効にすることができる。

5 前項に規定する商標登録についての旧法第二十二條第一項第二号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決（第七條第八項の規定により従前の例によりした当該審決であつて確定したものを含む。）に対する再

審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

6 第四項に規定する商標登録については、旧法第四十二條後段及び第四十三條の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

7 旧法によりした標章登録及び団体標章登録（第七條第一項の規定により従前の例によりしたものを含む。）は、旧法によりした商標登録とみなして前六項の規定を適用する。

第十一條 前條の規定は、旧法によりした商標権、標章権又は団体標章権の存続期間更新の登録（第七條第三項の規定により従前の例によりしたものを含む。）に準用する。

（登録料）

第十二條 新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた登録料については、なお従前の例による。

2 新法第四十二條の規定は、新法の施行前に納付した登録料（前項の規定により従前の例により納付したものを含む。）についても、適用する。  
（団体標章の使用者）



この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

**第十三条** 旧法第二十七条第一項の団体員又は旧法第三十条の営業者であつて、新法の施行の際現に団体標章の使用をすることが出来るものは、当該商標権についての新法第三十一条第一項の規定による通常使用権を有するものとみなす。

### 特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

（昭和三十四年四月十三日）  
法律 第二百二十九号

**第十四条** 旧法によりした処分、手続その他の行為（第七条第一項、第三項、第六項、第八項、第九項（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十三項の規定により従前の例によりしたものを含む。）は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

（登録税法の改正）

**第一条** 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の二部を次のように改正する。

第十一条第二号、第十二条第二号及び第十二条ノ二第二号中「実施権」を「専用実施権又ハ通常実施権」に改める。

**第十五条** 新法の施行前にした行為及び第七条第一項、第三項、第六項、第八項、第九項（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十三項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条中第一号の次に次の三号を加える。

附則

- 一ノ二 専用使用権又ハ通常使用権ノ  
設定又ハ保存 每一件 金千二百円
- 一ノ三 前二号ノ権利ヲ目的トスル  
質権ノ設定 債権金額 千分ノ六・五
- 一ノ四 前二号ノ権利ノ移転  
相続 每一件 金百二十円

相続以外ノ原因ニ因ル移転

每一件 金三百円

第十三条中第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 滞納処分以外ノ原因ニ因ル第一号

乃至第一号ノ三ノ権利ノ処分

債権金額 千分ノ五

（弁理士法の改正）

**第二条** 弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「特許法第百二十九条、第百三十条若ハ第百三十三号、実用新案法第二十七条、第二十八条若ハ第三十一条、意匠法第二十六条、第二十七条若ハ第三十条又ハ商標法第三十四条若ハ第三十五条」を「特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九十六条第一項若ハ第二項、第百九十七条、第百九十八条若ハ第二百条、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第五十六条第一項若ハ第二項、第五十七条、第五十八条若ハ第六十条、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十九条第一項、第七十条、第七十一条若ハ第七十三条又ハ商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十八

条乃至第八十条」に改める。

第九条ノ二第一項中「特許法第百二十八条ノ二並ニ実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条及商標法第二十四条ノ規定ニ依リ準用スル特許法第百二十八条ノ二」を「特許法第百七十八条第一項、実用新案法第四十七条第一項、意匠法第五十九条第一項又ハ商標法第六十三条第一項」に改める。

第二十二條第一項中「知得タル發明者、考案者、特許出願者又ハ登録出願者ノ發明、考案又ハ事業上ノ」を「取扱ヒタルコトニ付知得タル人ノ」に改める。

**第三条** 改正後の弁理士法第五条に該当する者を除き、特許法（大正十年法律第九十六号）以下「旧特許法」といふ。第百二十九条、第百三十条若しくは第百三十三号、実用新案法（大正十年法律第九十七号）以下「旧実用新案法」といふ。第二十七条、第二十八条若しくは第三十一条、意匠法（大正十年法律第九十八号）以下「旧意匠法」といふ。第二十六条、第二十七条若しくは第三十条又ハ商標法（大正十年法律第九十九号）以下「旧商標法」といふ。第三十四条若しくは第三十五条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、弁理士たる資格を有し

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（二二九）



ない。ただし、刑の執行を終り又はその執行を受けることがなくなつた日から三年を経過した者は、この限りでない。

2 特許法施行法（昭和三十四年法律第二百二十二号）第二十条第一項から第三項まで、実用新案法施行法（昭和三十四年法律第二百二十四号）第二十一条第一項から第三項まで、意匠法施行法（昭和三十四年法律第二百二十六号）第十六条第一項から第三項まで又は商標法施行法（昭和三十四年法律第二百二十八号）第七条第一項、第三項、第六項、第八項、第九項（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十三項の規定によりその例によるものとされた旧特許法第二百二十八号ノ二第一項又は旧実用新案法第二十六条、旧意匠法第二十五条若しくは旧商標法第二十四条において準用する旧特許法第二百二十八号ノ二第一項に規定する訴訟に対する改正後の弁理士法第九条ノ二の規定の適用については、なお従前の例による。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正）

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百条第一項及び第三項中「実施権」を「専用実施権

若しくは通常実施権」に改める。

（農産種苗法の改正）

第五条 農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「実施権」を「専用実施権若しくは通常実施権」に改める。

（放送法の改正）

第六条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第五号中「実施権」を「専用実施権及び通常実施権」に改める。

（通商産業省設置法の改正）

第七条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十九号中「及び抗告審判」を削る。

第四十条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第四十四条及び第四十六条第一項第二号中「及び抗告審判」を削る。

第四十七条第一項の表中

特許補償等審査会 特許

権の収用等による補償金等の額を議決し、及び特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。

を「特許発

明実施審議会

特許発明の実施等に関する重要事項を調

査審議すること。

に改める。

（輸出品デザイン法の改正）

第八条 輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「実用新案法（大正十年法律第九十七号）第一条の登録を受けている実用新案（以下「登録実用新案」という。）若しくは同法第二十六条において準用する特許法（大正十年法律第九十六号）第七十三条第三項に規定する権利に係る実用新案又は意匠法（大正

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（一二九）

十年法律第九十八号）第一条の登録を受けている意匠（以下「登録意匠」という。）を「実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三条第一項の実用新案登録を受けている考案（以下「登録実用新案」という。）又は同法第十二条第一項の権利に係る考案に係る物品のデザイン、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第三条第一項の意匠登録を受けている意匠（以下「登録意匠」という。）に改め、同項第二号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「登録実用新案に係る物品のデザイン又は登録意匠と同一若しくは」に改め、同項第三号中「（標章権及び団体標章権を含む。）」を削る。

第十一条第一項第五号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「登録実用新案に係る物品のデザイン又は登録意匠と同一若しくは」に改める。

第十六条第一項第一号イを次のように改める。

イ 当該デザインが特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二十九条第一項の特許を受けている発明若しくは登録実用新案に係る物品のデザイン又は登録意匠と同一若しくは類似のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が特許



特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（二二九）

法、実用新案法又は意匠法により権利の行使と認められる行為に係るものであること。

第十六条第一項第二号中「（標章権及び団体標章権を含む。）」を削る。

（外国人の財産取得に関する政令）

第九条 外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「若しくは実用新案若しくは意匠の登録を受くるの権利」を「実用新案登録又は意匠登録を受ける権利」に改める。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。



